

京都市東部文化会館，京都市呉竹文化センター，京都市西文化会館ウエスティ，京都市北文化会館及び京都市右京ふれあい文化会館自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

1 総則

- (1) 本業務の実施に当たっては，本仕様書において定めるもののほか，関係法令及び，京都市契約事務規則に従うものとする。
- (2) 実施方法及び使用材料の詳細については，あらかじめ文書により公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（以下「当財団」という。）の承認を得ること。
- (3) 本業務の実施中に正常な業務の履行に支障となる事故その他の事態が発生したときは，遅滞なくその状況，発生原因，対処状況等について，京都市東部文化会館（以下「会館」という。）に報告するとともに指示を受けなければならない。
- (4) 本業務実施について疑義が生じたときは，当財団と協議のうえ実施するものとする。また，本仕様書に掲げる業務以外に受託者において実施することを必要とする業務が生じた場合は，別途協議する。
- (5) 契約書と本仕様書の規定に重複があり，その内容が相違するときは，本仕様書が優先する。

2 業務対象施設の名称，所在地及び建築概要，保安対象設備

(1) 物件の名称：京都市東部文化会館

所在地	京都市山科区柳辻西浦町 1 番地の 8	
開 館	昭和 62 年 4 月 1 日	
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 2 階建	
敷地面積	5,504 m ²	
建築面積	3,066 m ²	
延床面積	3,721 m ²	
需要設備	設備容量	500kVA
	最大電力	250kW
	受電電圧	6,600V
非常予備 発電装置	定格電圧	220V
	定格出力	80kW
	発電装置の種類	ディーゼルエンジン

(2) 物件の名称：京都市呉竹文化センター

所在地	京都市伏見区京町南七丁目 35 番地の 1	
開 館	平成 2 年 8 月 15 日	
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階 地上 3 階建	
敷地面積	4,902 m ²	
建築面積	2,774 m ²	
延床面積	4,125 m ²	
需要設備	設備容量	550kVA
	最大電力	320kW
	受電電圧	6,600V
非常予備 発電装置	定格電圧	220/110V
	定格出力	16kW
	発電装置の種類	ディーゼルエンジン

(3) 物件の名称：京都市西文化会館ウエスティ

所在地	京都市西京区上桂森下町 31 番地の 1	
開 館	平成 5 年 8 月 16 日	
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階 地上 2 階建 (一部 4 階建)	
敷地面積	6,492 m ²	
建築面積	2,353 m ²	
延床面積	3,703 m ²	
需要設備	設備容量	700kVA
	最大電力	385kW
	受電電圧	6,600V
非常予備 発電装置	定格電圧	220V
	定格出力	23kW
	発電装置の種類	ディーゼルエンジン

(4) 物件の名称：京都市北文化会館

所在地	京都市北区小山北上総町 49 番地の 2	
開 館	平成 7 年 4 月 1 日	
構 造	鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 3 階 地上 4 階建 (内地下 1 階から地上 4 階までの各一部)	
延床面積	4,744 m ²	
需要設備	設備容量	850kVA
	最大電力	445kW
	受電電圧	6,600V
非常予備 発電装置	定格電圧	220V
	定格出力	84kW
	発電装置の種類	ディーゼルエンジン

(5) 物件の名称：京都市右京ふれあい文化会館

所在地	京都市右京区太秦安井西裏町 11 番地の 6	
開館	平成 13 年 9 月 17 日	
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上 4 階建	
敷地面積	6,011 m ²	
建築面積	2,885 m ²	
延床面積	4,288 m ²	
需要設備	設備容量	775kVA
	最大電力	415kW
	受電電圧	6,600V
非常予備 発電装置	定格電圧	220V
	定格出力	64kW
	発電装置の種類	ディーゼルエンジン

3 契約期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで（2 年間）

4 業務範囲

(1) 業務内容

委託する自家用電気工作物の保安管理業務は、電気事業法第 43 条第 1 項に定める自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務であり、その細目は別紙「保安管理業務の細目」のとおりとする。

(2) 緊急時の対応

会館において電気事故・故障が発生した場合、受注者は、休祭日及び昼夜を問わず 24 時間対応で応急措置を行うものとし、会館へ概ね 1 時間以内に到着し対応すること。

(3) 報告及び資料の提出

電気事業法第 106 条第 4 項に規定する報告及び資料の提出を行うこと。経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しない恐れがあるときは、とるべき措置について当財団に報告すること。

(4) 立入検査の立会い

電気事業法第 107 条第 3 項に規定する立入検査の立会いを行うこと。

(5) 作業計画書の提出

年度当初に作業工程等を明記した作業計画書を会館に提出し承認を得ること。

実施時期については、作業計画書に基づき実施すること。ただし、作業計画書に変更が生じたときは、その都度会館と協議のうえ決定すること。

5 定期点検等の項目及び回数

点検項目は別表「巡視・点検及び測定・試験の基準」のとおりとし、点検の回数は次のとおりとする。

月次点検	毎月1回（設置・改造等の工事期間中は毎週1回以上） ただし、低圧絶縁監視装置を設置の場合は、隔月の点検実施でも可能
年次点検Ⅰ	毎年1回実施
年次点検Ⅱ	3年に1回（「年次点検Ⅰ」の内容も含む）
臨時点検	必要に応じてその都度

6 監視装置（絶縁監視装置）の設置

受注者は、自家用電気工作物の保安管理業務の実施に当たり、監視装置（絶縁監視装置）を設置することができる。また、監視装置（絶縁監視装置）を設置した場合は、常に正常に稼動するように受注者の責任の下にメンテナンスを行うこと。

7 経費負担

- （1）本業務に必要な測定器類、工具類及び消耗品等については、受注者の負担とする。
- （2）本業務に必要な電気、水道、ガスの使用料は、当財団の負担とする。ただし、使用は必要最小限にとどめ節約に努めること。

8 作業に係る留意事項

- （1）受注者は保安業務担当者の氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を明示するとともに、身分を示す証明書により本人であることを当財団に対して明らかにすること。
- （2）電気事業法、電気事業法施行規則等関係法令を遵守するとともに、関係機関への申請、届出を速やかに行うこと。
- （3）本業務の履行中に、不適当な処理または瑕疵等について、会館から指摘を受けた場合は直ちに手直しを行うこと。
- （4）作業従事者は、清潔かつ作業に適した服装及び社名入りの名札を着用すること。

9 点検結果の報告と記録の保存

受注者は点検終了後、当財団に点検結果を報告するとともに、点検結果の記録を3年間保存しなければならない。

10 支払い

- （1）契約金額の支払いは、契約書記載の金額を24分割し、当財団から受注者に対して支払う。契約金額の分割にあたり端数が生じたときは、最終の支払金額で調整する。
- （2）受注者は、本業務履行期間中、毎月の業務履行後、完了届及び請求書を速やかに当財団に提出すること。
- （3）当財団は、本項第2号の完了届及び請求書が適正なものと確認したときは、契約書の規定に従い、本項第1号に規定する金額を支払う。
- （4）支払いは銀行振込とし、振込手数料は受注者の負担とする。

11 その他

この仕様書に定めない事項について、必要のある場合は両者協議のうえ定めるものとする。

(別紙)

自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書

- 1 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（以下「発注者」という。）と受注者とは、発注者の保安規程に基づき、発注者が設置する自家用電気工作物の保安管理業務について、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について発注者に報告する。報告を受けた発注者は、その記録（保安業務担当者の氏名を含む。）を確認及び保存するものとする。また、技術基準に適合しない事項がある場合は、受注者は発注者に必要な指導又は助言を行う。
 - (1) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に電気工作物の点検、測定及び試験（以下「定期点検」という。）を行う。
 - (2) 電気事故発生時等の応急措置（現状確認、送電停止、電気工作物の切離し等）の指示及び事故原因探究への協力並びに再発防止のための対策への指示又は助言を行うとともに、状況に応じて臨時点検を行う。
 - (3) 中部近畿産業保安監督部への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言
 - (4) 法令に基づく立入検査への立会い
 - (5) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事期間中の点検及び試験
 - (6) その他、受注者がこの契約を履行するために必要な事項
- 2 第1項第1号に定める定期点検の種類及び頻度は、保安規程の別表第1「点検基準」とおりとし、技術基準への適合状況の確認を行う。
- 3 第1項第5号に定める工事期間中の点検は、保安規程の別表第1「点検基準」に定める外観点検を行い、電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行う。
- 4 保安業務担当者が保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。ただし、次の第1号から第4号までに掲げる電気工作物であって、保安業務担当者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が保安業務担当者により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りではない。
 - (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な電気工作物
 - ア 建築基準の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - イ 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - ウ 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - エ 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
 - オ 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器）
 - カ 保安規程で定めた保安規程の別表第1「点検基準」で特約となっているもの

- (2) 設備の特殊性のため、受注者が点検を行うことが困難な電気工作物
 - ア 立入りに危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
 - イ 情報管理のため立入りが制限されている場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
 - ウ 衛生管理のため立入りが制限されている場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
 - エ 機密管理のため立入りが制限されている場所（独居房等）
 - オ 立入りに専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
- (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である電気工作物
- (4) 発電設備のうち電気設備以外である電気工作物

5 保安規程の別表第1「点検基準」に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 月次点検は、電気工作物の運転を停止しない状態で目視等により実施する。ただし、設備の状況により、運転を停止して点検することがある。
- (2) 年次点検は、停電により設備を停止状態にして1年1回以上実施する。ただし、信頼性が高く、かつ、保安規程の別表第1「点検基準」と同等と認められる点検が1年に1回以上実施され、その結果が良好である機器については、両者協議のうえ、停電により設備を停止状態にして実施する点検を3年に1回以上とすることができるとする。また、年次点検は当該月の月次点検を含むものとする。
- (3) 本項第2号の信頼性が高いとは次の要件を満たすものとする。
経済産業省告示第249条第4条第7号において規定されている設備条件を満たすものであって、社団法人日本電機工業会の設備更新推奨時期を超えていないもの
- (4) 本項第2号の保安規程の別表第1「点検基準」と同等と認められる点検とは、本項第3号の要件を満たしていることを確認するとともに、保安規程の別表第1「保安基準」において「※」を付した項目を次のとおり点検する。

ア 絶縁状態

- (ア) 直近の全停電で実施した年次点検 A 及び B の点検結果の確認
- (イ) 工事の有無、使用環境等の経年変化の評価
- (ウ) 高圧回路は超音波測定により絶縁状態の確認
- (エ) 低圧回路の漏えい電流値の確認

イ 接地状態

- (ア) 直近の全停電で実施した年次点検 A 及び B の点検結果の確認
- (イ) 工事の有無（土壌が変化するような工事を含む。）、使用環境等の経年変化の評価

ウ 保護継電器

- (ア) 直近の全停電で実施した年次点検 A 及び B の点検結果の確認
- (イ) 工事の有無、使用環境等の経年変化の評価

エ 非常用予備発電装置

- (ア) 直近の全停電で実施した年次点検 A 及び B の点検結果の確認
- (イ) 工事の有無、使用環境等の経年変化の評価
- (ウ) 始動試験（発電電圧及び周波数の確認）

オ 蓄電池設備

- (ア) 直近の全停電で実施した年次点検 A 及び B の点検結果の確認
 - (イ) 工事の有無, 使用環境等の経年変化の評価
 - (ウ) セルの電圧, 電解液の比重, 温度等の確認
- (5) 定期点検のための執務時間は, 保安規程の別表第 1「点検基準」の各項目について実施し, かつ, その結果取るべき措置の指導, 助言を行うために必要な時間とする。
- (6) 定期点検時には保安規程の別表第 1「点検基準」に記載の点検のほか, 発注者に, 日常巡視等がなかったか否かの問診を行い, 異常等があった場合は, 保安業務担当者としての観点から点検を行う。

6 絶縁監視装置を設置している事業所

- (1) 点検は, 保安規程の別表第 1「点検基準」のとおり実施する。
- (2) 警報動作電流(設定の上限値は 50mA とする。)以上の漏えい電流が発生している旨の警報(以下「漏えい警報」という。)を連続して 5 分以上受信した場合又は 5 分未満の漏えい警報を繰返し受信した場合は, 受注者は, 警報発生の原因を調査し, 適切な措置を行うものとする。
- (3) 受注者は, 警報発生時の受信の記録を 3 年間保存する。

7 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

- (1) 発注者は, 受注者が保安全管理業務を安全に遂行するための通路及び足場等の設備環境を確保する。
- (2) 発注者は, 受注者が保安全管理業務を実施するための通路及び足場等の状態が悪く, 保安全管理業務担当者等の安全が確保されないと認められる施設(不安全施設)がある場合は, 両者協議のうえ速やかに改修する。

8 停電に伴う負荷設備の故障防止

発注者は受注者の指導, 助言に従い, 停電作業に際し負荷設備故障防止のため, 以下のとおり協力する。

- (1) 更新時期を経過している電気機器・電化製品の更新(更新時期・機器の寿命の確認は, 甲が製品メーカーに行う。)
- (2) メーカーメンテナンスが必要な機器は, メンテナンスを受ける。
- (3) 電池内臓の機器は電池寿命を確認し, 更新時期を超過している場合は, 停電前に交換する。
- (4) 電気機器は停止状態とし, 必要な場合はコンセントを抜き故障防止を図る。
- (5) 年次点検を, 停電により設備を停止状態にして点検すべきにも関わらず停電できない場合は, その事由を明確にして記録に残すものとする。

(別表)

巡視・点検及び測定・試験の基準

設備		点検項目	工事期間中の巡視・点検 (週1回)	月次点検 (毎月1回)	年次点検 (毎年1回)	
					年次点検Ⅰ	年次点検Ⅱ
引込設備	区分開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		開閉器と継電器の連動試験			△	○
	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○	○	○
		10 キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
受電設備	断路器	外観点検	○	○	○	○
		10 キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○	○
		10 キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験			△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○	○
		10 キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		内部点検			△	△
		絶縁油の酸価度試験			△	△
	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○	○	○
		10 キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○	○
		10 キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	避雷器	外観点検	○	○	○	○
		10 キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	母線等	外観点検	○	○	○	○
		10 キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	その他高圧機器	外観点検	○	○	○	○
		10 キロボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
受・配電盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	○
		電圧値、電流値の測定		○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		計器校正試験			△	△
		シーケンス試験			△	△

設備		点検項目	工事期間中の 巡視・点検 (週1回)	月次点検 (毎月1回)	年次点検 (毎年1回)	
					年次点検Ⅰ	年次点検Ⅱ
接地 工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		漏えい電流測定		○	○	○
構 造 物	受電室建物、キュービ クル式受・変電設備の 金属製外箱等	外観点検	○	○	○	○
配 電 設 備	電線路	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
負 荷 設 備	低圧機器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
蓄 電 池 設 備	蓄電池	外観点検	○	○	○	○
		電圧測定		○	○	○
		比重測定			○	○
		液温測定			○	○
	充電装置及び 付属装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	構造物等	外観点検	○	○	○	○
非 常 予 備 発 電 装 置	原動機、始動装置 及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		始動・停止試験		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
	発電機及び 励磁装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、開閉器、 配電盤、制御装置等	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		発電電圧、周波数（回転数）の測定		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
		インターロック試験			△	○
P C B	変圧器、コンデンサ、 リアクトル、放電コイ ル、電圧調整器、開閉 器、遮断器等	高濃度 PCB 含有電気工作物の確認			○	○

- 注1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
- 2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適応する。
 - 3 工事期間中の巡視、点検は工事工程に併せ実施する。
 - 4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については保安協会と協議する。
 - 5 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
 - 6 年次点検の△印は、停電の影響、過去の実績その他の理由によって省略できる。
 - 7 絶縁油の酸価度試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又は PCB 油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。
 - 8 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。
 - 9 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
 - 10 設備の絶縁抵抗測定は、高、低圧電路の絶縁状態を監視する「高圧絶縁監視装置、低圧絶縁監視装置」により当該点検に替えることがある。
 - 11 10 キロボルトによる絶縁抵抗測定は、6 キロボルトの高圧設備に対して適用する。
 - 12 小出力発電設備が設置されている場合は、負荷設備に準じた点検項目で点検を行う。
 - 13 PCB については、高濃度 PCB 含有電気工作物に該当する場合は、使用及び廃止（予定）の状況を把握し届出状況の確認を行う。

保 安 規 程

作成年月日 令和 3 年 4 月 1 日

届出年月日 令和 年 月 日

内 容

業 種	74	フリガナ 事業場の名称	公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団 京都市東部文化会館		
	劇場・娯楽場	所 在 地	京都市山科区榊辻西浦町 1 番地 8 〒607-8169 T E L 075-502-1012		
統 括 管 理 者		フリガナ 氏 名	ホリ バ アツシ 堀 場 厚	役職名 (所属名) 理 事 長	
連 絡 責 任 者		フリガナ 氏 名	ナカ ムラ テル ユキ 中 村 晃 行	役職名 (所属名) 副 館 長	
運 転 責 任 者		フリガナ 氏 名	_____		役職名 (所属名) _____
受 電 設 備	受 電 電 圧	6 . 6 k V			k V
	設 備 容 量	5 0 0 k V A			k V A
	最 大 電 力	2 5 0 k W			k W
	受電用遮断器	V C B 7 . 2 k V 6 0 0 A 1 2 . 5 k A			k V A k A
配 電 線 路		有 (無)			
発 電 設 備	電 圧	2 2 0 V			V
	出 力	8 0 k W			k W
	原 動 機	ディーゼル機関			
	常 用 予 備	予備			
備 考					

第1章 総 則

(目的)

第1条 次の事業場（以下「当事業場」という。）における自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事，維持及び運用の保安を確保するため電気事業法（以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき，この規定を定める。

事業場の名称 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団 京都市東部文化会館

(保安管理業務の委託範囲)

第2条 当事業場の電気工作物の工事，維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）のうち，保安管理業務受注者（以下「受注者」という。）に委託する業務の範囲については，受注者との契約により定めるものとする。

(法令及び規程の遵守)

第3条 当事業場の電気工作物を設置する者（以下「設置者」という。），電気工作物の工事，維持及び運用に従事する者（以下「従事者」という。）並びに受注者は，電気関係法令及びこの規定を順守するものとする。

(細則の制定)

第4条 この規程を実施するため必要と認められる場合には，別に細則を制定するものとする。

(規程等の改正)

第5条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定若しくは改正に当たっては，受注者の意見を求めるものとする。

第2章 保安管理業務の運営管理体制

(保安管理業務の管理)

第6条 当事業場の保安管理業務は，理事長が統括管理するものとする。

(設置者の義務)

第7条 電気工作物に関する保安上重要な事項の決定又は実施に当たっては，受注者の意見を求めるものとする。

- 2 受注者から指導，助言を受け又は受注者と協議した保安に関する事項については，速やかに必要な措置をとるものとする。
- 3 電気関係法令に基づいて経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長に申請又は届出する書類の内容が保安管理業務に関係のある場合には，その作成及び手続きについて受注者の指導，助言を求めるものとする。
- 4 経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて行う検査には，受注者を立ち会わせるものとする。

(連絡責任者及び運転責任者)

第8条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、保安管理業務のために必要な事項を受注者に連絡する責任者（以下「連絡責任者」という。）及び発電所には運転責任者を定め、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。

なお、設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の需要設備になる場合、連絡責任者には電気工事士法に規定する第1種電気工事士の資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有する者を選任するものとする。

- 2 前項の連絡責任者及び運転責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者を定め、その氏名、連絡方法等を保安協会に通知するものとする。
- 3 前各項に変更が生じた場合は、ただちに受注者に通知するものとする。
- 4 連絡責任者、運転責任者又は代務者（以下「連絡責任者等」という。）には、受注者の行う保安管理業務に立ち会わせることに努めるものとする。

(従事者の義務)

第9条 従事者は、受注者がその保安のために行う指導、助言を受けるものとする。

第3章 保安教育

(保安教育)

第10条 従事者に対し、電気工作物の保安に関する必要な事項についての教育を行うものとし、必要に応じて受注者に意見を求めるものとする。

(保安に関する訓練)

第11条 従事者に対し、災害その他電気事故が発生した場合の措置について訓練を行うものとし、必要に応じて受注者に意見を求めるものとする。

第4章 巡視、点検及び測定・試験

(工事の計画)

第12条 電気工作物の設置又は変更（改造、修理、取替、廃止等のうち、重要なものをいう。）の工事の計画を立案する場合は、その保安に関し、受注者に意見を求めるものとする。

(工事の実施)

第13条 電気工作物に関する工事の実施に当たっては、受注者に工事期間中の巡視及び点検を行わせ、完成した場合には受注者に点検及び測定・試験又は他の者が実施する測定・試験について指導及び助言を行わせて、計画どおり施行されていること及び経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合し、保安上支障がないことを確認するものとする。

- 2 電気工作物の工事を他の者に請け負わせる場合には、責任の所在を明らかにしておくものとする。

(工事に関する巡視、点検及び測定・試験)

第14条 電気工作物の工事に関する巡視、点検及び測定・試験は、別表のとおりとし、受注者に委託するものは委託契約書によるものとする。それ以外のものに当たっては、受注者と協議したところ

により自らの責任において行うものとする。

- 2 受注者が行う前項の巡視、点検及び測定・試験の業務に関する計画の策定及び実施については、協力するものとする。

（使用前自己確認）

第 15 条 法令に基づく使用前自己確認については、受注者の監督のもとで実施し、技術基準に適合するものであることを確認するものとする。

（維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験）

第 16 条 電気工作物の維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び測定・試験は、別表のとおりとし、受注者に委託するものは委託契約書によるものとする。それ以外のものにあつては、受注者と協議した別表により自らの責任において行うものとする。

なお、従事者が行う日常巡視の結果は、受注者に連絡又は受注者が行う点検時において報告し、必要な指導、助言を求めるものとする。

- 2 病原性ウイルスやその他の感染症拡大のある疫病、地震等の災害が発生し受注者が当該月に巡視、点検及び測定・試験が行えない場合は、受注者と協議の上代替日を設定するものとする。
なお、設定が難しい場合は受注者に連絡する日常巡視点検内容に関する電話等による適切な指導、助言をもって、受注者が行う巡視、点検及び測定・試験に代えるものとし、受注者は次回巡視、点検及び測定・試験時に電話等で行った指導、助言内容を確認するものとする。
- 3 受注者が行う前項の巡視、点検及び測定・試験の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。

（技術基準に適合しない場合等の措置）

第 17 条 巡視、点検又は測定・試験により技術基準への適合性を確認した結果、不適合又は不適合のおそれがあると判断された場合は、受注者に技術基準に適合するようにするためにとるべき措置の指導、助言及びその措置を取らなかった場合に生じると考えられる結果の報告を求め、速やかに当該電気工作物を修理、改造、移設又はその使用を一時停止若しくは制限等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

（事故・故障発生時の処置と再発防止）

第 18 条 電気工作物に事故・故障が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、受注者その他の関係先に連絡又は報告し、受注者に適切な指導、助言を求めるものとする。

- 2 送電停止又は電気工作物の切り離しなどの措置をとる場合は、現状を確認するとともに、受注者の指導、助言のもと行うものとする。
- 3 事故・故障が発生した場合は、状況に応じ受注者の臨時点検を受け、事故原因が判明した場合には、受注者に指導、助言を求め、事故を再発させない対策について適切な措置をとるものとする。
- 4 低圧電路の絶縁状態を監視する装置（以下「低圧絶縁監視装置」という。）を用いる場合は、警報発生したときの発生原因の調査を受注者に求め、事故を再発させない対策について適切な措置をとるものとする。

- 5 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、受注者に指導、助言を求めるものとする。

第5章 運 転 又 は 操 作

(運転又は操作)

- 第19条 平常時及び事故その他の異常時における開閉器、遮断器及びその他必要とする機器の運転又は操作については、受注者に意見を求めあらかじめ定めておくものとする。
- 2 前条第1項の報告又は連絡すべき事項及び連絡経路は、受電室、発電所又はその他の見やすい場所に掲示しておくものとする。
- 3 受電用の開閉器、遮断器等の操作及び発電所の運転に当たっては、必要に応じて電気事業者に連絡するものとする。

(連系運用)

- 第20条 電気事業者の配電系統と連系する発電所の運用に当たっては、電気事業者との協調を図るとともに、緊急時における安全対策を明確にしておくものとする。
- 2 災害時において、電気事業者と連絡がとれない場合にあっては、連系運転をしないものとする。

第6章 発電所の運転を相当期間停止する場合における保全

(長期停止)

- 第21条 発電所の運転を相当期間停止する場合には、受注者に意見を求め主要機器の点検手入れを行い、必要箇所に防錆、防湿等の対策を講じるものとする。
- 2 休止設備と運転設備との区分を明確にし、その連絡部分は切離すものとする。

(運転の開始)

- 第22条 発電所を相当期間停止の後に運転を開始する場合は、受注者に意見を求め所定の点検を行う他、必要に応じ試験運転を行い安全上支障の無いことを確認するものとする。

第7章 災 害 対 策

(防災体制)

- 第23条 災害時に備えて電気工作物の保安を確保するために、受注者に意見を求め適切な措置をとることができる体制を整備しておくものとする。

(災害時の措置)

- 第24条 災害等が発生した場合には、速やかに受注者に連絡し、その指導、助言を受けるものとする。
- 2 災害等の発生に伴い、電気工作物の使用が危険と認められる場合には、連絡責任者等はただちに当該範囲の電源停止又は発電設備の運転停止するものとする。

第8章 記 録

(記録の保存)

第25条 電気工作物の工事，維持及び運用に関する次の記録は，3年間保存するものとする。

(1) 巡視，点検及び測定・試験の記録

(2) 電気事故に関する記録

(3) 運転日誌（発電所に限る）

2 使用前自己確認の結果の記録は，使用前自己確認を行った後，5年間保存するものとする。

3 前項によらない記録は，必要な期間保存するものとする。

(1) 竣工試験の記録

(2) 主要電気機器の補修記録

(3) その他の必要な記録

第9章 責 任 の 分 界

(責任の分界)

第26条 電気事業者が設置する電気工作物との保安上の責任分界点は，電気事業者との需給に関する契約によるものとする。

(需要設備，発電所および配電線路の構内等)

第27条 需要設備及び発電所における構内並びに配電線路の使用の区域は，別図のとおりとする。

第10章 整 備 そ の 他

(危険の表示)

第28条 受電室，発電所又はその他の高圧電気工作物が設置されている場所等において，感電等の危険のおそれのあるところには，受注者に意見を求め従事者及び公衆に注意を喚起する表示を設けるものとする。

(備品等の整備)

第29条 電気工作物の保安上必要とする備品，材料，消耗品及び交換部品等は，保安協会に意見を求め整備し，これを適正に保管するものとする。

(設計図面類の整備)

第30条 電気工作物に関する設計図，仕様書，取扱説明書，設備台帳等については，必要な期間整備保管するものとする。

(手続書類等の整備)

第31条 経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長，電気事業者等に申請又は届出した書類及び図面，その他の主要な文書については，その写しを必要な期間保存するものとする。

維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準

1 日常巡視点検

設 備		点 検 項 目	日常巡視点検	
			巡視を行う者	連絡責任者
引込設備	区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等	外観点検		○
		電柱の傾斜、支持金具の腐食		○
		支線、電線、吊架線のたるみ		○
		建物、樹木との隔離、接触		○
		埋設付近での堀削、工事		○
		保護管の損傷		○
受・配電盤	配電盤、制御回路	外観点検		○
接地工事	接地線、保護管等	外観点検		○
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検		○
		扉の施錠		○
		内部からの異音、異臭		○
		屋根、側面の損傷		○
配電設備	電線路	引込線に準じる		○
負荷設備	配線、配線器具等、電動機、照明装置、電熱装置、その他の電気機器類	外観点検	○	○
		始動時、運転時、使用中の異音、異臭	○	○
		可燃物との隔離	○	○
		電線接続部の過熱	○	○
		スイッチ、コンセント、照明器具、分電盤、開閉器の損傷、脱落	○	○
		電線・ケーブル・コードの損傷、脱落	○	○
		照明灯の不灯		○
		接地線のはずれ		○
蓄電池設備	蓄電池、充電装置及び付属装置	外観点検		○
		蓄電池の充電電圧		○
		蓄電池の液量		○
発電設備 (非常用予備発電装置を含む)	原動機、発電機、始動装置等、風車、支持工作物、太陽電池、燃料電池	外観点検		○
		潤滑油の漏れ		○
		燃料、冷却水の量		○
		運転中の異音、異臭		○
		運転中の電圧確認		○
		接地線のはずれ		○

注 1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。

[別表]

維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準

2 工事期間中の巡視、点検及び竣工試験

設 備		点 検 項 目	工事期間中の 巡視、点検 [週 1 回]	竣工試験 [工事完了後]
引込設備	区分開閉器	外観点検	○	○
		10kV ボルトによる絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作試験		○
		継電器の慣性特性試験		○
		継電器の動作特性試験		○
		開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○
		10kV ボルトによる絶縁抵抗測定		○
		絶縁耐力試験		○
受電設備	遮断器、電力用ヒューズ、シャント暖気、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ、リアクトル、避雷器、計器用変成気及び母線等	外観点検	○	○
		10kV ボルトによる絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作試験		○
		継電器の慣性特性試験		○
		継電器の動作特性試験		○
		開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受・配電盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○
		シーケンス試験		○
接地工事	接地線	外観点検	○	○
		接地抵抗測定		○
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○
配電設備	電線路	引込線、支持物、ケーブル等に準じる	○	○
負荷設備	配線、配線器具等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
蓄電池設備	蓄電池、充電装置及び付属装置	外観点検	○	○
		電圧測定		○
		比重測定		○
		温度測定		○
発電設備（非常用予備発電装置を含む）	原動機、発電機、始動装置等、風車、支持工作物、太陽電池、燃料電池	外観点検	○	○
		始動・停止試験		○
		絶縁抵抗測定		○
		保護継電器の動作試験		○
		絶縁耐力試験		○
		インターロック試験		○
		負荷試験		○

注 1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係る設備に対して適用する。

2 絶縁耐力試験、発電・蓄電池設備竣工試験の実施、内容については、受注者と協議する。

3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。

4 竣工試験は工事完了後実施する。

5 「外観点検」とは、設備の異音、異臭、損傷、汚損、機械器具、配線の取付状態及び過熱の有無（サーモラベルによる過熱の判定を含む）電線と他物との隔離距離の適否、接地線等の保安装置の取付け状態等の点検をいう。

6 10kV ボルトによる絶縁抵抗測定は、6kV ボルトの高圧設備に対して適用する。

[別表]

維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準

3 定期点検（需要設備）

設 備		点 検 項 目	月次点検 [隔月 1回]	年次点検 [毎年 1回]	
				年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ
引 込 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
		継電器の動作試験		△	○
		継電器の慣性特性試験		△	○
		継電器の動作特性試験		△	○
		開閉器と継電器の連動試験		△	○
	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
受 電 設 備	断路器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
		継電器の動作試験		△	○
		継電器の慣性特性試験		△	○
		継電器の動作特性試験		△	○
		開閉器と継電器の連動試験		△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
		内部点検		△	△
		絶縁油の酸化度試験		△	△
	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	避雷器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	母線等	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
受・ 配 電 盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○
		電圧値、電流値の測定	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		計器校正試験		△	△
		シーケンス試験		△	△
接 地 工 事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定		△	○
		漏えい電流測定	○	○	○
構 造 物	受電室建物、キュービクル式 受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○

設 備		点 検 項 目	月次点検 [隔月 1回]	年次点検 [毎年 1回]	
				年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	遮断器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
絶縁状態監視		低圧絶縁監視装置による			
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	○
		電圧測定	○	○	○
		比重測定		○	○
		液温測定		○	○
	充電装置及び付属設備	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	構造物等	外観点検	○	○	○
非常予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○
		始動・停止試験	○	○	○
		保護継電器の動作試験		△	○
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	遮断器、開閉器、配電盤、制御装置等	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		発電電圧、周波数（回転数）の測定	○	○	○
		保護継電器の動作試験		△	○
	インターロック試験		△	△	
P C B	変圧器、コンデンサ、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、開閉器、遮断器等	高濃度P C B含有電気工作物の確認		○	○

- 注1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
- 2 年次点検は、年次点検Ⅰと年次点検Ⅱに区分し、毎年1回、年次点検Ⅱ→年次点検Ⅰ→年次点検Ⅰの順で実施する。
- 3 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 4 △印のものは、受注者の定める保安業務マニュアル等による巡視、点検及び測定・試験の実施とその判断基準により、実施しない場合がある。
- 5 絶縁油の酸化度試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。
- 6 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。
- 7 各点検項目は機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
- 8 区分開閉器を開放して休止する設備にあっては、その休止期間中の点検を実施しないことがある。
- 9 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」により当該点検に替えることがある。
- 10 「外観点検」とは、設備の異音、異臭、損傷、汚損、機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無（サーモラベルによる過熱の判定を含む）、電線と他物との隔離距離の適否、接地線等の保安装置の取付け状態等の点検をいう。
- 11 10kVボルトによる絶縁抵抗測定は、6kVボルトの高圧設備に対して適用する。
- 12 小出力発電設備が設置されている場合は、負荷設備に準じた点検項目で点検を行う。
- 13 「PCB」については、高濃度PCB含有電気工作物に該当する場合は、使用及び廃止（予定）の状況を把握し、届出状況の確認を行う。



縮尺 $\frac{1}{420}$

発電機 (102kVA)

3φ3W 220V 1000=0.8
87% 20-10 55

屋上電線路 (7007 配線)

FP 100mm² × 3C × 2

需要設備の構内平面図

屋上電線路 (7007 配線)

CV 6kV 38mm² × 3C (受電)

CV 6kV 22mm² × 3C (送電)

FP 100mm² × 3C × 2 (発電機)

敷地境界線

出入口危険標示施設あり

屋根

2階建 (2階屋上)

多層ビル (1階)

1階建

屋上電線路

CV 6kV 38mm² × 3C (GP70:受電)

CV 6kV 22mm² × 3C (CP75:送電)

屋内電線路

CV 6kV 38mm² × 3C (GP70:受電)

CV 6kV 22mm² × 3C (CP75:送電)

ホール

多層ビル (2階屋上)
(浴室・脱衣所)

1/2F

2F

3F

4F

5F

6F

7F

8F

9F

10F

11F

12F

13F

14F

15F

16F

17F

18F

19F

20F

21F

22F

23F

24F

25F

26F

27F

28F

29F

30F

31F

32F

33F

34F

35F

36F

37F

38F

39F

40F

41F

42F

43F

44F

45F

46F

47F

48F

49F

50F

51F

52F

53F

54F

55F

56F

57F

58F

59F

60F

61F

62F

63F

64F

65F

66F

67F

68F

69F

70F

71F

72F

73F

74F

75F

76F

77F

78F

79F

80F

81F

82F

83F

84F

85F

86F

87F

88F

89F

90F

91F

92F

93F

94F

95F

96F

97F

98F

99F

100F

101F

102F

103F

104F

105F

106F

107F

108F

109F

110F

111F

112F

113F

114F

115F

116F

117F

118F

119F

120F

121F

122F

123F

124F

125F

126F

127F

128F

129F

130F

131F

132F

133F

134F

135F

136F

137F

138F

139F

140F

141F

142F

143F

144F

145F

146F

147F

148F

149F

150F

151F

152F

153F

154F

155F

156F

157F

158F

159F

160F

161F

162F

163F

164F

165F

166F

167F

168F

169F

170F

171F

172F

173F

174F

175F

176F

177F

178F

179F

180F

181F

182F

183F

184F

185F

186F

187F

188F

189F

190F

191F

192F

193F

194F

195F

196F

197F

198F

199F

200F

201F

202F

203F

204F

205F

206F

207F

208F

209F

210F

211F

212F

213F

214F

215F

216F

217F

218F

219F

220F

221F

222F

223F

224F

225F

226F

227F

228F

229F

230F

231F

232F

233F

234F

235F

236F

237F

238F

239F

240F

241F

242F

243F

244F

245F

246F

247F

248F

249F

250F

251F

252F

253F

254F

255F

256F

257F

258F

259F

260F

261F

262F

263F

264F

265F

266F

267F

268F

269F

270F

271F

272F

273F

274F

275F

276F

277F

278F

279F

280F

281F

282F

283F

284F

285F

286F

287F

288F

289F

290F

保 安 規 程

作成年月日 令和 3 年 4 月 1 日

届出年月日 令和 年 月 日

内 容

業 種	74	フリガナ 事業場の名称	公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団 京都市呉竹文化センター		
	劇場・娯楽場	所 在 地	京都市伏見区京町南七丁目3 5 番地 1 〒612-8085 T E L 075-603-2463		
統 括 管 理 者		フリガナ 氏 名	ホリ バ アツシ 堀 場 厚	役職名 (所属名) 理 事 長	
連 絡 責 任 者		フリガナ 氏 名	キノ シタ ミズホ 木 下 瑞	役職名 (所属名) 副 館 長	
運 転 責 任 者		フリガナ 氏 名	_____	役職名 (所属名) _____	
受 電 設 備	受 電 電 圧	6 . 6 k V		k V	
	設 備 容 量	5 5 0 k V A		k V A	
	最 大 電 力	3 2 0 k W		k W	
	受電用遮断器	V C B 7 . 2 k V 6 0 0 A 1 2 . 5 k A		k V A k A	
配 電 線 路		有 (無)			
発 電 設 備	電 圧	2 2 0 / 1 1 0 V		V	
	出 力	1 6 k W		k W	
	原 動 機	ディーゼル機関			
	常 用 予 備	予備			
備 考					

第1章 総 則

(目的)

第1条 次の事業場（以下「当事業場」という。）における自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事，維持及び運用の保安を確保するため電気事業法（以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき，この規定を定める。

事業場の名称 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団 京都市呉竹文化センター

(保安管理業務の委託範囲)

第2条 当事業場の電気工作物の工事，維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）のうち，保安管理業務受注者（以下「受注者」という。）に委託する業務の範囲については，受注者との契約により定めるものとする。

(法令及び規程の遵守)

第3条 当事業場の電気工作物を設置する者（以下「設置者」という。），電気工作物の工事，維持及び運用に従事する者（以下「従事者」という。）並びに受注者は，電気関係法令及びこの規定を順守するものとする。

(細則の制定)

第4条 この規程を実施するため必要と認められる場合には，別に細則を制定するものとする。

(規程等の改正)

第5条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定若しくは改正に当たっては，受注者の意見を求めるものとする。

第2章 保安管理業務の運営管理体制

(保安管理業務の管理)

第6条 当事業場の保安管理業務は，理事長が統括管理するものとする。

(設置者の義務)

第7条 電気工作物に関する保安上重要な事項の決定又は実施に当たっては，受注者の意見を求めるものとする。

- 2 受注者から指導，助言を受け又は受注者と協議した保安に関する事項については，速やかに必要な措置をとるものとする。
- 3 電気関係法令に基づいて経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長に申請又は届出する書類の内容が保安管理業務に関係のある場合には，その作成及び手続きについて受注者の指導，助言を求めるものとする。
- 4 経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて行う検査には，受注者を立ち会わせるものとする。

(連絡責任者及び運転責任者)

第8条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、保安管理業務のために必要な事項を受注者に連絡する責任者（以下「連絡責任者」という。）及び発電所には運転責任者を定め、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。

なお、設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の需要設備になる場合、連絡責任者には電気工事士法に規定する第1種電気工事士の資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有する者を選任するものとする。

- 2 前項の連絡責任者及び運転責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者を定め、その氏名、連絡方法等を保安協会に通知するものとする。
- 3 前各項に変更が生じた場合は、ただちに受注者に通知するものとする。
- 4 連絡責任者、運転責任者又は代務者（以下「連絡責任者等」という。）には、受注者の行う保安管理業務に立ち会わせることに努めるものとする。

(従事者の義務)

第9条 従事者は、受注者がその保安のために行う指導、助言を受けるものとする。

第3章 保安教育

(保安教育)

第10条 従事者に対し、電気工作物の保安に関する必要な事項についての教育を行うものとし、必要に応じて受注者に意見を求めるものとする。

(保安に関する訓練)

第11条 従事者に対し、災害その他電気事故が発生した場合の措置について訓練を行うものとし、必要に応じて受注者に意見を求めるものとする。

第4章 巡視、点検及び測定・試験

(工事の計画)

第12条 電気工作物の設置又は変更（改造、修理、取替、廃止等のうち、重要なものをいう。）の工事の計画を立案する場合は、その保安に関し、受注者に意見を求めるものとする。

(工事の実施)

第13条 電気工作物に関する工事の実施に当たっては、受注者に工事期間中の巡視及び点検を行わせ、完成した場合には受注者に点検及び測定・試験又は他の者が実施する測定・試験について指導及び助言を行わせて、計画どおり施行されていること及び経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合し、保安上支障がないことを確認するものとする。

- 2 電気工作物の工事を他の者に請け負わせる場合には、責任の所在を明らかにしておくものとする。

(工事に関する巡視、点検及び測定・試験)

第14条 電気工作物の工事に関する巡視、点検及び測定・試験は、別表のとおりとし、受注者に委託するものは委託契約書によるものとする。それ以外のものに当たっては、受注者と協議したところ

により自らの責任において行うものとする。

- 2 受注者が行う前項の巡視、点検及び測定・試験の業務に関する計画の策定及び実施については、協力するものとする。

（使用前自己確認）

第 15 条 法令に基づく使用前自己確認については、受注者の監督のもとで実施し、技術基準に適合するものであることを確認するものとする。

（維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験）

第 16 条 電気工作物の維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び測定・試験は、別表のとおりとし、受注者に委託するものは委託契約書によるものとする。それ以外のものにあつては、受注者と協議した別表により自らの責任において行うものとする。

なお、従事者が行う日常巡視の結果は、受注者に連絡又は受注者が行う点検時において報告し、必要な指導、助言を求めるものとする。

- 2 病原性ウイルスやその他の感染症拡大のある疫病、地震等の災害が発生し受注者が当該月に巡視、点検及び測定・試験が行えない場合は、受注者と協議の上代替日を設定するものとする。
なお、設定が難しい場合は受注者に連絡する日常巡視点検内容に関する電話等による適切な指導、助言をもって、受注者が行う巡視、点検及び測定・試験に代えるものとし、受注者は次回巡視、点検及び測定・試験時に電話等で行った指導、助言内容を確認するものとする。
- 3 受注者が行う前項の巡視、点検及び測定・試験の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。

（技術基準に適合しない場合等の措置）

第 17 条 巡視、点検又は測定・試験により技術基準への適合性を確認した結果、不適合又は不適合のおそれがあると判断された場合は、受注者に技術基準に適合するようにするためにとるべき措置の指導、助言及びその措置を取らなかった場合に生じると考えられる結果の報告を求め、速やかに当該電気工作物を修理、改造、移設又はその使用を一時停止若しくは制限等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

（事故・故障発生時の処置と再発防止）

第 18 条 電気工作物に事故・故障が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、受注者その他の関係先に連絡又は報告し、受注者に適切な指導、助言を求めるものとする。

- 2 送電停止又は電気工作物の切り離しなどの措置をとる場合は、現状を確認するとともに、受注者の指導、助言のもと行うものとする。
- 3 事故・故障が発生した場合は、状況に応じ受注者の臨時点検を受け、事故原因が判明した場合には、受注者に指導、助言を求め、事故を再発させない対策について適切な措置をとるものとする。
- 4 低圧電路の絶縁状態を監視する装置（以下「低圧絶縁監視装置」という。）を用いる場合は、警報発生したときの発生原因の調査を受注者に求め、事故を再発させない対策について適切な措置をとるものとする。

- 5 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、受注者に指導、助言を求めるものとする。

第5章 運 転 又 は 操 作

(運転又は操作)

- 第19条 平常時及び事故その他の異常時における開閉器、遮断器及びその他必要とする機器の運転又は操作については、受注者に意見を求めあらかじめ定めておくものとする。
- 2 前条第1項の報告又は連絡すべき事項及び連絡経路は、受電室、発電所又はその他の見やすい場所に掲示しておくものとする。
- 3 受電用の開閉器、遮断器等の操作及び発電所の運転に当たっては、必要に応じて電気事業者に連絡するものとする。

(連系運用)

- 第20条 電気事業者の配電系統と連系する発電所の運用に当たっては、電気事業者との協調を図るとともに、緊急時における安全対策を明確にしておくものとする。
- 2 災害時において、電気事業者と連絡がとれない場合にあっては、連系運転をしないものとする。

第6章 発電所の運転を相当期間停止する場合における保全

(長期停止)

- 第21条 発電所の運転を相当期間停止する場合には、受注者に意見を求め主要機器の点検手入れを行い、必要箇所に防錆、防湿等の対策を講じるものとする。
- 2 休止設備と運転設備との区分を明確にし、その連絡部分は切離すものとする。

(運転の開始)

- 第22条 発電所を相当期間停止の後に運転を開始する場合は、受注者に意見を求め所定の点検を行う他、必要に応じ試験運転を行い安全上支障の無いことを確認するものとする。

第7章 災 害 対 策

(防災体制)

- 第23条 災害時に備えて電気工作物の保安を確保するために、受注者に意見を求め適切な措置をとることができる体制を整備しておくものとする。

(災害時の措置)

- 第24条 災害等が発生した場合には、速やかに受注者に連絡し、その指導、助言を受けるものとする。
- 2 災害等の発生に伴い、電気工作物の使用が危険と認められる場合には、連絡責任者等はただちに当該範囲の電源停止又は発電設備の運転停止するものとする。

第8章 記 録

(記録の保存)

第25条 電気工作物の工事，維持及び運用に関する次の記録は，3年間保存するものとする。

(1) 巡視，点検及び測定・試験の記録

(2) 電気事故に関する記録

(3) 運転日誌（発電所に限る）

2 使用前自己確認の結果の記録は，使用前自己確認を行った後，5年間保存するものとする。

3 前項によらない記録は，必要な期間保存するものとする。

(1) 竣工試験の記録

(2) 主要電気機器の補修記録

(3) その他の必要な記録

第9章 責 任 の 分 界

(責任の分界)

第26条 電気事業者が設置する電気工作物との保安上の責任分界点は，電気事業者との需給に関する契約によるものとする。

(需要設備，発電所および配電線路の構内等)

第27条 需要設備及び発電所における構内並びに配電線路の使用の区域は，別図のとおりとする。

第10章 整 備 そ の 他

(危険の表示)

第28条 受電室，発電所又はその他の高圧電気工作物が設置されている場所等において，感電等の危険のおそれのあるところには，受注者に意見を求め従事者及び公衆に注意を喚起する表示を設けるものとする。

(備品等の整備)

第29条 電気工作物の保安上必要とする備品，材料，消耗品及び交換部品等は，保安協会に意見を求め整備し，これを適正に保管するものとする。

(設計図面類の整備)

第30条 電気工作物に関する設計図，仕様書，取扱説明書，設備台帳等については，必要な期間整備保管するものとする。

(手続書類等の整備)

第31条 経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長，電気事業者等に申請又は届出した書類及び図面，その他の主要な文書については，その写しを必要な期間保存するものとする。

[別表]

維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準

1 日常巡視点検

設 備		点 検 項 目	日常巡視点検	
			巡視を行う者	連絡責任者
引込設備	区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等	外観点検		○
		電柱の傾斜、支持金具の腐食		○
		支線、電線、吊架線のたるみ		○
		建物、樹木との隔離、接触		○
		埋設付近での堀削、工事		○
		保護管の損傷		○
受・配電盤	配電盤、制御回路	外観点検		○
接地工事	接地線、保護管等	外観点検		○
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検		○
		扉の施錠		○
		内部からの異音、異臭		○
		屋根、側面の損傷		○
配電設備	電線路	引込線に準じる		○
負荷設備	配線、配線器具等、電動機、照明装置、電熱装置、その他の電気機器類	外観点検	○	○
		始動時、運転時、使用中の異音、異臭	○	○
		可燃物との隔離	○	○
		電線接続部の過熱	○	○
		スイッチ、コンセント、照明器具、分電盤、開閉器の損傷、脱落	○	○
		電線・ケーブル・コードの損傷、脱落	○	○
		照明灯の不灯		○
		接地線のはずれ		○
蓄電池設備	蓄電池、充電装置及び付属装置	外観点検		○
		蓄電池の充電電圧		○
		蓄電池の液量		○
発電設備 (非常用予備発電装置を含む)	原動機、発電機、始動装置等、風車、支持工作物、太陽電池、燃料電池	外観点検		○
		潤滑油の漏れ		○
		燃料、冷却水の量		○
		運転中の異音、異臭		○
		運転中の電圧確認		○
		接地線のはずれ		○

注 1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。

[別表]

維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準

2 工事期間中の巡視、点検及び竣工試験

設 備		点 検 項 目	工事期間中の 巡視、点検 [週 1 回]	竣工試験 [工事完了後]
引込設備	区分開閉器	外観点検	○	○
		10kV ボルトによる絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作試験		○
		継電器の慣性特性試験		○
		継電器の動作特性試験		○
		開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○
		10kV ボルトによる絶縁抵抗測定		○
		絶縁耐力試験		○
受電設備	遮断器、電力用ヒューズ、シャント暖気、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ、リアクトル、避雷器、計器用変成気及び母線等	外観点検	○	○
		10kV ボルトによる絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作試験		○
		継電器の慣性特性試験		○
		継電器の動作特性試験		○
		開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受・配電盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○
		シーケンス試験		○
接地工事	接地線	外観点検	○	○
		接地抵抗測定		○
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○
配電設備	電線路	引込線、支持物、ケーブル等に準じる	○	○
負荷設備	配線、配線器具等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
蓄電池設備	蓄電池、充電装置及び付属装置	外観点検	○	○
		電圧測定		○
		比重測定		○
		温度測定		○
発電設備（非常用予備発電装置を含む）	原動機、発電機、始動装置等、風車、支持工作物、太陽電池、燃料電池	外観点検	○	○
		始動・停止試験		○
		絶縁抵抗測定		○
		保護継電器の動作試験		○
		絶縁耐力試験		○
		インターロック試験		○
		負荷試験		○

注 1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係る設備に対して適用する。

2 絶縁耐力試験、発電・蓄電池設備竣工試験の実施、内容については、受注者と協議する。

3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。

4 竣工試験は工事完了後実施する。

5 「外観点検」とは、設備の異音、異臭、損傷、汚損、機械器具、配線の取付状態及び過熱の有無（サーモラベルによる過熱の判定を含む）電線と他物との隔離距離の適否、接地線等の保安装置の取付け状態等の点検をいう。

6 10kV ボルトによる絶縁抵抗測定は、6kV ボルトの高圧設備に対して適用する。

[別表]

維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準

3 定期点検（需要設備）

設 備		点 検 項 目	月次点検 [隔月 1回]	年次点検 [毎年 1回]	
				年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ
引 込 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
		継電器の動作試験		△	○
		継電器の慣性特性試験		△	○
		継電器の動作特性試験		△	○
		開閉器と継電器の連動試験		△	○
	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
受 電 設 備	断路器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
		継電器の動作試験		△	○
		継電器の慣性特性試験		△	○
		継電器の動作特性試験		△	○
		開閉器と継電器の連動試験		△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
		内部点検		△	△
		絶縁油の酸化度試験		△	△
	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	避雷器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	母線等	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
受・ 配 電 盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○
		電圧値、電流値の測定	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		計器校正試験		△	△
		シーケンス試験		△	△
接 地 工 事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定		△	○
		漏えい電流測定	○	○	○
構 造 物	受電室建物、キュービクル式 受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○

設 備		点 検 項 目	月次点検 [隔月 1回]	年次点検 [毎年 1回]	
				年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	低圧配線，制御配線	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	遮断器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
絶縁状態監視		低圧絶縁監視装置による			
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	○
		電圧測定	○	○	○
		比重測定		○	○
		液温測定		○	○
	充電装置及び付属設備	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	構造物等	外観点検	○	○	○
非常予備発電装置	原動機，始動装置及び 付属装置	外観点検	○	○	○
		始動・停止試験	○	○	○
		保護継電器の動作試験		△	○
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	遮断器，開閉器，配電盤， 制御装置等	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		発電電圧，周波数（回転数）の測定	○	○	○
保護継電器の動作試験			△	○	
	インターロック試験		△	△	
P C B	変圧器，コンデンサ，リアクトル，放電コイル，電圧調整器，開閉器，遮断器等	高濃度P C B含有電気工作物の確認		○	○

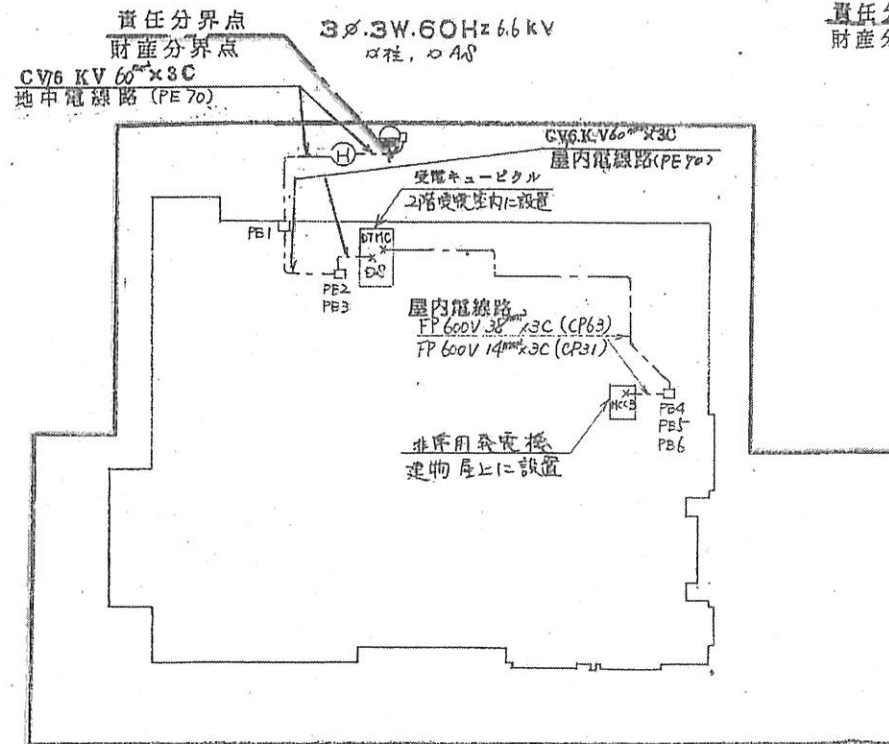
- 注1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
- 2 年次点検は、年次点検Ⅰと年次点検Ⅱに区分し、毎年1回、年次点検Ⅱ→年次点検Ⅰ→年次点検Ⅰの順で実施する。
- 3 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 4 △印のものは、受注者の定める保安業務マニュアル等による巡視、点検及び測定・試験の実施とその判断基準により、実施しない場合がある。
- 5 絶縁油の酸化度試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。
- 6 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。
- 7 各点検項目は機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
- 8 区分開閉器を開放して休止する設備にあっては、その休止期間中の点検を実施しないことがある。
- 9 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」により当該点検に替えることがある。
- 10 「外観点検」とは、設備の異音、異臭、損傷、汚損、機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無（サーモラベルによる過熱の判定を含む）、電線と他物との隔離距離の適否、接地線等の保安装置の取付け状態等の点検をいう。
- 11 10kVボルトによる絶縁抵抗測定は、6kVボルトの高圧設備に対して適用する。
- 12 小出力発電設備が設置されている場合は、負荷設備に準じた点検項目で点検を行う。
- 13 「PCB」については、高濃度PCB含有電気工作物に該当する場合は、使用及び廃止（予定）の状況を把握し、届出状況の確認を行う。

縮尺 $\frac{1}{600}$

需要設備の構内平面図

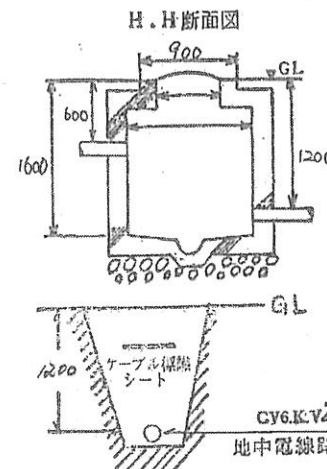
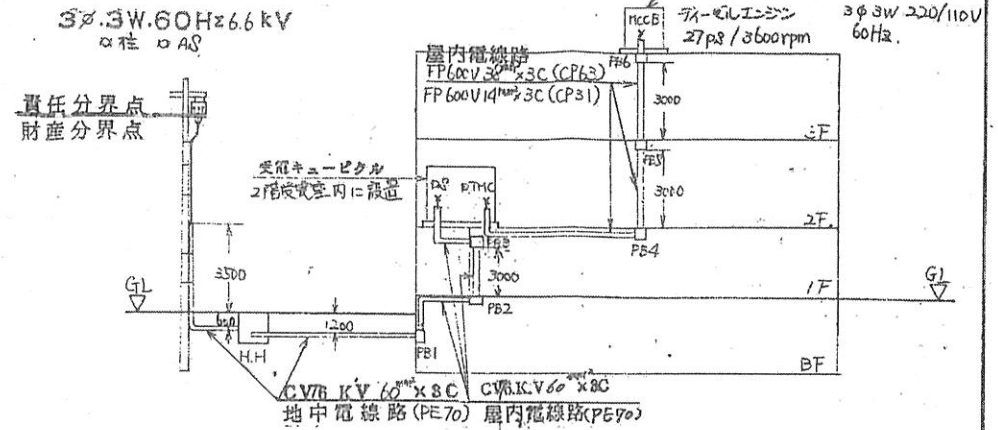
自家用電気工作物設置事業場名
公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団
京都市呉竹文化センター
同上所在地

京都府京都市伏見区京町南七丁目三十五番地の一



敷地境界線

引込側面図



- PB1 600^{mm} x 600^{mm} x 500^{mm}
- PB2 600^{mm} x 600^{mm} x 500^{mm}
- PB3 600^{mm} x 600^{mm} x 500^{mm}
- PB4 300^{mm} x 300^{mm} x 300^{mm}
- PB5 300^{mm} x 300^{mm} x 300^{mm}
- PB6 300^{mm} x 300^{mm} x 300^{mm}

保 安 規 程

作成年月日 令和 3 年 4 月 1 日

届出年月日 令和 年 月 日

内 容

業 種	74	フリガナ 事業場の名称	公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団 京都市西文化会館ウエスティ		
	劇場・娯楽場	所 在 地	京都市西京区上桂森下町 3 1 番地 1 〒615-8225 T E L 075-394-2005		
統 括 管 理 者		フリガナ 氏 名	ホリ バ アツシ 堀 場 厚	役職名 (所属名) 理 事 長	
連 絡 責 任 者		フリガナ 氏 名	ハナ ダ ノリ オ 花 田 悟 男	役職名 (所属名) 副 館 長	
運 転 責 任 者		フリガナ 氏 名	_____		役職名 (所属名) _____
受 電 設 備	受 電 電 圧	6 . 6 k V		k V	
	設 備 容 量	7 0 0 k V A		k V A	
	最 大 電 力	3 8 5 k W		k W	
	受電用遮断器	V C B 7 . 2 k V 6 0 0 A 1 2 . 5 k A		k V A k A	
配 電 線 路		有 (無)			
発 電 設 備	電 圧	2 2 0 V		V	
	出 力	2 3 k W		k W	
	原 動 機	ディーゼル機関			
	常 用 予 備	予備			
備 考					

第1章 総 則

(目的)

第1条 次の事業場（以下「当事業場」という。）における自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事，維持及び運用の保安を確保するため電気事業法（以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき，この規定を定める。

事業場の名称 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団 京都市西文化会館ウエスティ

(保安管理業務の委託範囲)

第2条 当事業場の電気工作物の工事，維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）のうち，保安管理業務受注者（以下「受注者」という。）に委託する業務の範囲については，受注者との契約により定めるものとする。

(法令及び規程の遵守)

第3条 当事業場の電気工作物を設置する者（以下「設置者」という。），電気工作物の工事，維持及び運用に従事する者（以下「従事者」という。）並びに受注者は，電気関係法令及びこの規定を順守するものとする。

(細則の制定)

第4条 この規程を実施するため必要と認められる場合には，別に細則を制定するものとする。

(規程等の改正)

第5条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定若しくは改正に当たっては，受注者の意見を求めるものとする。

第2章 保安管理業務の運営管理体制

(保安管理業務の管理)

第6条 当事業場の保安管理業務は，理事長が統括管理するものとする。

(設置者の義務)

第7条 電気工作物に関する保安上重要な事項の決定又は実施に当たっては，受注者の意見を求めるものとする。

- 2 受注者から指導，助言を受け又は受注者と協議した保安に関する事項については，速やかに必要な措置をとるものとする。
- 3 電気関係法令に基づいて経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長に申請又は届出する書類の内容が保安管理業務に関係のある場合には，その作成及び手続きについて受注者の指導，助言を求めるものとする。
- 4 経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて行う検査には，受注者を立ち会わせるものとする。

(連絡責任者及び運転責任者)

第8条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、保安管理業務のために必要な事項を受注者に連絡する責任者（以下「連絡責任者」という。）及び発電所には運転責任者を定め、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。

なお、設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の需要設備になる場合、連絡責任者には電気工事士法に規定する第1種電気工事士の資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有する者を選任するものとする。

- 2 前項の連絡責任者及び運転責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者を定め、その氏名、連絡方法等を保安協会に通知するものとする。
- 3 前各項に変更が生じた場合は、ただちに受注者に通知するものとする。
- 4 連絡責任者、運転責任者又は代務者（以下「連絡責任者等」という。）には、受注者の行う保安管理業務に立ち会わせることに努めるものとする。

(従事者の義務)

第9条 従事者は、受注者がその保安のために行う指導、助言を受けるものとする。

第3章 保安教育

(保安教育)

第10条 従事者に対し、電気工作物の保安に関する必要な事項についての教育を行うものとし、必要に応じて受注者に意見を求めるものとする。

(保安に関する訓練)

第11条 従事者に対し、災害その他電気事故が発生した場合の措置について訓練を行うものとし、必要に応じて受注者に意見を求めるものとする。

第4章 巡視、点検及び測定・試験

(工事の計画)

第12条 電気工作物の設置又は変更（改造、修理、取替、廃止等のうち、重要なものをいう。）の工事の計画を立案する場合は、その保安に関し、受注者に意見を求めるものとする。

(工事の実施)

第13条 電気工作物に関する工事の実施に当たっては、受注者に工事期間中の巡視及び点検を行わせ、完成した場合には受注者に点検及び測定・試験又は他の者が実施する測定・試験について指導及び助言を行わせて、計画どおり施行されていること及び経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合し、保安上支障がないことを確認するものとする。

- 2 電気工作物の工事を他の者に請け負わせる場合には、責任の所在を明らかにしておくものとする。

(工事に関する巡視、点検及び測定・試験)

第14条 電気工作物の工事に関する巡視、点検及び測定・試験は、別表のとおりとし、受注者に委託するものは委託契約書によるものとする。それ以外のものに当たっては、受注者と協議したところ

により自らの責任において行うものとする。

- 2 受注者が行う前項の巡視、点検及び測定・試験の業務に関する計画の策定及び実施については、協力するものとする。

（使用前自己確認）

第 15 条 法令に基づく使用前自己確認については、受注者の監督のもとで実施し、技術基準に適合するものであることを確認するものとする。

（維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験）

第 16 条 電気工作物の維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び測定・試験は、別表のとおりとし、受注者に委託するものは委託契約書によるものとする。それ以外のものにあつては、受注者と協議した別表により自らの責任において行うものとする。

なお、従事者が行う日常巡視の結果は、受注者に連絡又は受注者が行う点検時において報告し、必要な指導、助言を求めるものとする。

- 2 病原性ウイルスやその他の感染症拡大のある疫病、地震等の災害が発生し受注者が当該月に巡視、点検及び測定・試験が行えない場合は、受注者と協議の上代替日を設定するものとする。
なお、設定が難しい場合は受注者に連絡する日常巡視点検内容に関する電話等による適切な指導、助言をもって、受注者が行う巡視、点検及び測定・試験に代えるものとし、受注者は次回巡視、点検及び測定・試験時に電話等で行った指導、助言内容を確認するものとする。
- 3 受注者が行う前項の巡視、点検及び測定・試験の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。

（技術基準に適合しない場合等の措置）

第 17 条 巡視、点検又は測定・試験により技術基準への適合性を確認した結果、不適合又は不適合のおそれがあると判断された場合は、受注者に技術基準に適合するようにするためにとるべき措置の指導、助言及びその措置を取らなかった場合に生じると考えられる結果の報告を求め、速やかに当該電気工作物を修理、改造、移設又はその使用を一時停止若しくは制限等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

（事故・故障発生時の処置と再発防止）

第 18 条 電気工作物に事故・故障が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、受注者その他の関係先に連絡又は報告し、受注者に適切な指導、助言を求めるものとする。

- 2 送電停止又は電気工作物の切り離しなどの措置をとる場合は、現状を確認するとともに、受注者の指導、助言のもと行うものとする。
- 3 事故・故障が発生した場合は、状況に応じ受注者の臨時点検を受け、事故原因が判明した場合には、受注者に指導、助言を求め、事故を再発させない対策について適切な措置をとるものとする。
- 4 低圧電路の絶縁状態を監視する装置（以下「低圧絶縁監視装置」という。）を用いる場合は、警報発生したときの発生原因の調査を受注者に求め、事故を再発させない対策について適切な措置をとるものとする。

- 5 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、受注者に指導、助言を求めるものとする。

第5章 運 転 又 は 操 作

(運転又は操作)

- 第19条 平常時及び事故その他の異常時における開閉器、遮断器及びその他必要とする機器の運転又は操作については、受注者に意見を求めあらかじめ定めておくものとする。
- 2 前条第1項の報告又は連絡すべき事項及び連絡経路は、受電室、発電所又はその他の見やすい場所に掲示しておくものとする。
- 3 受電用の開閉器、遮断器等の操作及び発電所の運転に当たっては、必要に応じて電気事業者に連絡するものとする。

(連系運用)

- 第20条 電気事業者の配電系統と連系する発電所の運用に当たっては、電気事業者との協調を図るとともに、緊急時における安全対策を明確にしておくものとする。
- 2 災害時において、電気事業者と連絡がとれない場合にあっては、連系運転をしないものとする。

第6章 発電所の運転を相当期間停止する場合における保全

(長期停止)

- 第21条 発電所の運転を相当期間停止する場合には、受注者に意見を求め主要機器の点検手入れを行い、必要箇所に防錆、防湿等の対策を講じるものとする。
- 2 休止設備と運転設備との区分を明確にし、その連絡部分は切離すものとする。

(運転の開始)

- 第22条 発電所を相当期間停止の後に運転を開始する場合は、受注者に意見を求め所定の点検を行う他、必要に応じ試験運転を行い安全上支障の無いことを確認するものとする。

第7章 災 害 対 策

(防災体制)

- 第23条 災害時に備えて電気工作物の保安を確保するために、受注者に意見を求め適切な措置をとることができる体制を整備しておくものとする。

(災害時の措置)

- 第24条 災害等が発生した場合には、速やかに受注者に連絡し、その指導、助言を受けるものとする。
- 2 災害等の発生に伴い、電気工作物の使用が危険と認められる場合には、連絡責任者等はただちに当該範囲の電源停止又は発電設備の運転停止するものとする。

第8章 記 録

(記録の保存)

第25条 電気工作物の工事，維持及び運用に関する次の記録は，3年間保存するものとする。

(1) 巡視，点検及び測定・試験の記録

(2) 電気事故に関する記録

(3) 運転日誌（発電所に限る）

2 使用前自己確認の結果の記録は，使用前自己確認を行った後，5年間保存するものとする。

3 前項によらない記録は，必要な期間保存するものとする。

(1) 竣工試験の記録

(2) 主要電気機器の補修記録

(3) その他の必要な記録

第9章 責 任 の 分 界

(責任の分界)

第26条 電気事業者が設置する電気工作物との保安上の責任分界点は，電気事業者との需給に関する契約によるものとする。

(需要設備，発電所および配電線路の構内等)

第27条 需要設備及び発電所における構内並びに配電線路の使用の区域は，別図のとおりとする。

第10章 整 備 そ の 他

(危険の表示)

第28条 受電室，発電所又はその他の高圧電気工作物が設置されている場所等において，感電等の危険のおそれのあるところには，受注者に意見を求め従事者及び公衆に注意を喚起する表示を設けるものとする。

(備品等の整備)

第29条 電気工作物の保安上必要とする備品，材料，消耗品及び交換部品等は，保安協会に意見を求め整備し，これを適正に保管するものとする。

(設計図面類の整備)

第30条 電気工作物に関する設計図，仕様書，取扱説明書，設備台帳等については，必要な期間整備保管するものとする。

(手続書類等の整備)

第31条 経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長，電気事業者等に申請又は届出した書類及び図面，その他の主要な文書については，その写しを必要な期間保存するものとする。

[別表]

維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準

1 日常巡視点検

設 備		点 検 項 目	日常巡視点検	
			巡視を行う者	連絡責任者
引込設備	区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等	外観点検		○
		電柱の傾斜、支持金具の腐食		○
		支線、電線、吊架線のたるみ		○
		建物、樹木との隔離、接触		○
		埋設付近での堀削、工事		○
		保護管の損傷		○
受・配電盤	配電盤、制御回路	外観点検		○
接地工事	接地線、保護管等	外観点検		○
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検		○
		扉の施錠		○
		内部からの異音、異臭		○
		屋根、側面の損傷		○
配電設備	電線路	引込線に準じる		○
負荷設備	配線、配線器具等、電動機、照明装置、電熱装置、その他の電気機器類	外観点検	○	○
		始動時、運転時、使用中の異音、異臭	○	○
		可燃物との隔離	○	○
		電線接続部の過熱	○	○
		スイッチ、コンセント、照明器具、分電盤、開閉器の損傷、脱落	○	○
		電線・ケーブル・コードの損傷、脱落	○	○
		照明灯の不灯		○
		接地線のはずれ		○
蓄電池設備	蓄電池、充電装置及び付属装置	外観点検		○
		蓄電池の充電電圧		○
		蓄電池の液量		○
発電設備 (非常用予備発電装置を含む)	原動機、発電機、始動装置等、風車、支持工作物、太陽電池、燃料電池	外観点検		○
		潤滑油の漏れ		○
		燃料、冷却水の量		○
		運転中の異音、異臭		○
		運転中の電圧確認		○
		接地線のはずれ		○

注 1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。

[別表]

維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準

2 工事期間中の巡視、点検及び竣工試験

設 備		点 検 項 目	工事期間中の 巡視、点検 [週 1 回]	竣工試験 [工事完了後]
引込設備	区分開閉器	外観点検	○	○
		10kV ボルトによる絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作試験		○
		継電器の慣性特性試験		○
		継電器の動作特性試験		○
		開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○
		10kV ボルトによる絶縁抵抗測定		○
		絶縁耐力試験		○
受電設備	遮断器、電力用ヒューズ、シャント暖気、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ、リアクトル、避雷器、計器用変成気及び母線等	外観点検	○	○
		10kV ボルトによる絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作試験		○
		継電器の慣性特性試験		○
		継電器の動作特性試験		○
		開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受・配電盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○
		シーケンス試験		○
接地工事	接地線	外観点検	○	○
		接地抵抗測定		○
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○
配電設備	電線路	引込線、支持物、ケーブル等に準じる	○	○
負荷設備	配線、配線器具等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
蓄電池設備	蓄電池、充電装置及び付属装置	外観点検	○	○
		電圧測定		○
		比重測定		○
		温度測定		○
発電設備（非常用予備発電装置を含む）	原動機、発電機、始動装置等、風車、支持工作物、太陽電池、燃料電池	外観点検	○	○
		始動・停止試験		○
		絶縁抵抗測定		○
		保護継電器の動作試験		○
		絶縁耐力試験		○
		インターロック試験		○
		負荷試験		○

注 1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係る設備に対して適用する。

2 絶縁耐力試験、発電・蓄電池設備竣工試験の実施、内容については、受注者と協議する。

3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。

4 竣工試験は工事完了後実施する。

5 「外観点検」とは、設備の異音、異臭、損傷、汚損、機械器具、配線の取付状態及び過熱の有無（サーモラベルによる過熱の判定を含む）電線と他物との隔離距離の適否、接地線等の保安装置の取付け状態等の点検をいう。

6 10kV ボルトによる絶縁抵抗測定は、6kV ボルトの高圧設備に対して適用する。

[別表]

維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準

3 定期点検（需要設備）

設 備		点 検 項 目	月次点検 [隔月 1回]	年次点検 [毎年 1回]	
				年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ
引 込 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
		継電器の動作試験		△	○
		継電器の慣性特性試験		△	○
		継電器の動作特性試験		△	○
		開閉器と継電器の連動試験		△	○
	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
受 電 設 備	断路器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
		継電器の動作試験		△	○
		継電器の慣性特性試験		△	○
		継電器の動作特性試験		△	○
		開閉器と継電器の連動試験		△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
		内部点検		△	△
		絶縁油の酸化度試験		△	△
	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	避雷器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	母線等	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
受・ 配 電 盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○
		電圧値、電流値の測定	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		計器校正試験		△	△
		シーケンス試験		△	△
接 地 工 事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定		△	○
		漏えい電流測定	○	○	○
構 造 物	受電室建物、キュービクル式 受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○

設 備		点 検 項 目	月次点検 [隔月 1回]	年次点検 [毎年 1回]	
				年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	低圧配線，制御配線	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	遮断器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
絶縁状態監視		低圧絶縁監視装置による			
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	○
		電圧測定	○	○	○
		比重測定		○	○
		液温測定		○	○
	充電装置及び付属設備	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	構造物等	外観点検	○	○	○
非常予備発電装置	原動機，始動装置及び 付属装置	外観点検	○	○	○
		始動・停止試験	○	○	○
		保護継電器の動作試験		△	○
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	遮断器，開閉器，配電盤， 制御装置等	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		発電電圧，周波数（回転数）の測定	○	○	○
		保護継電器の動作試験		△	○
	インターロック試験		△	△	
P C B	変圧器，コンデンサ，リアクトル，放電コイル，電圧調整器，開閉器，遮断器等	高濃度P C B 含有電気工作物の確認		○	○

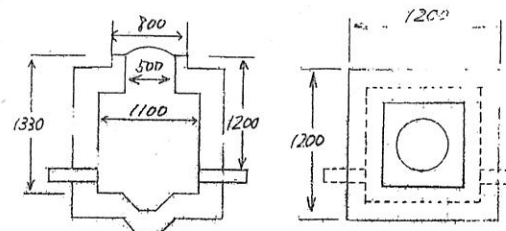
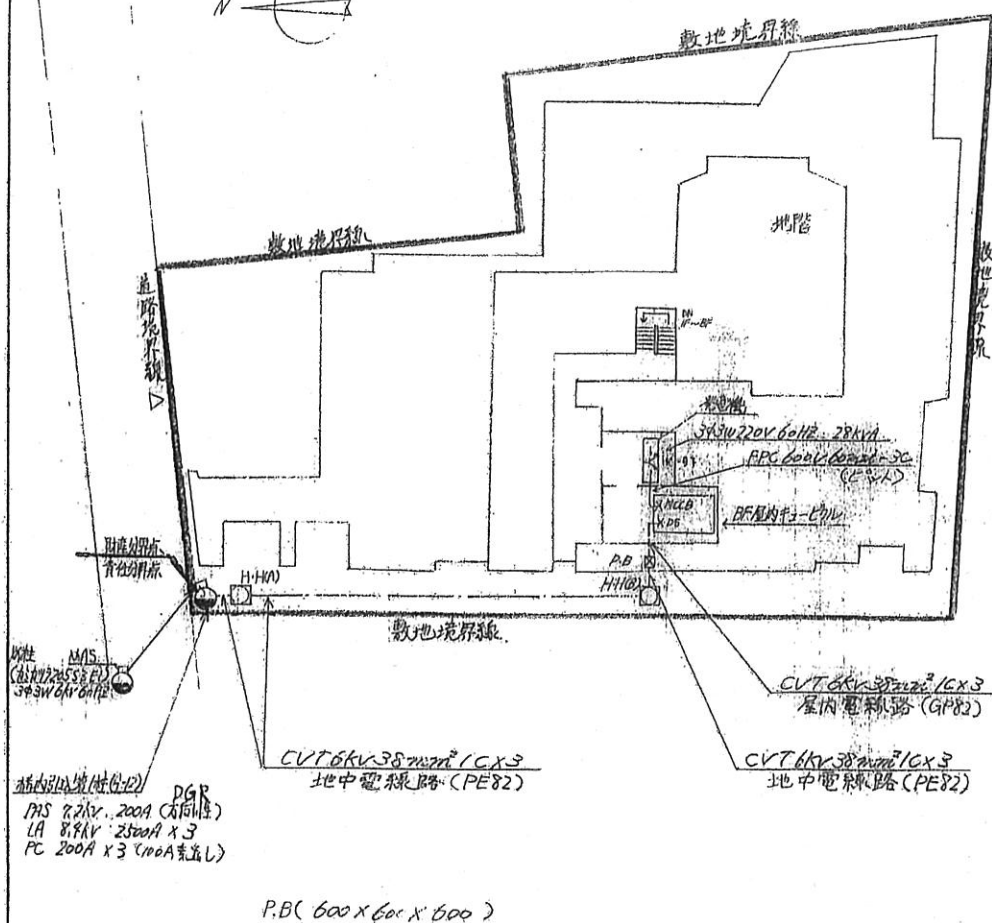
- 注1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
- 2 年次点検は、年次点検Ⅰと年次点検Ⅱに区分し、毎年1回、年次点検Ⅱ→年次点検Ⅰ→年次点検Ⅰの順で実施する。
- 3 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 4 △印のものは、受注者の定める保安業務マニュアル等による巡視、点検及び測定・試験の実施とその判断基準により、実施しない場合がある。
- 5 絶縁油の酸化度試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。
- 6 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。
- 7 各点検項目は機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
- 8 区分開閉器を開放して休止する設備にあっては、その休止期間中の点検を実施しないことがある。
- 9 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」により当該点検に替えることがある。
- 10 「外観点検」とは、設備の異音、異臭、損傷、汚損、機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無（サーモラベルによる過熱の判定を含む）、電線と他物との隔離距離の適否、接地線等の保安装置の取付け状態等の点検をいう。
- 11 10kVボルトによる絶縁抵抗測定は、6kVボルトの高圧設備に対して適用する。
- 12 小出力発電設備が設置されている場合は、負荷設備に準じた点検項目で点検を行う。
- 13 「PCB」については、高濃度PCB含有電気工作物に該当する場合は、使用及び廃止（予定）の状況を把握し、届出状況の確認を行う。

線昇坑地敷

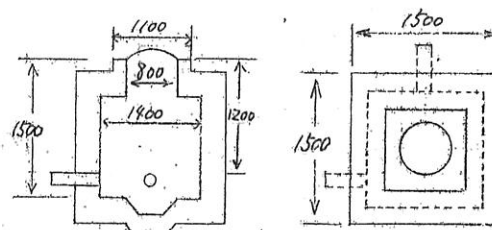
公益財団法人 京都市音楽芸術文化振興財団

(10) 文化会館 ウェスタン

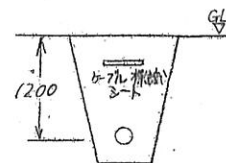
京都市西京区上桂森町 31-1



H·H (A)
断面图



H.H (B)
斷範圍



保 安 規 程

作成年月日 令和 3 年 4 月 1 日

届出年月日 令和 年 月 日

内 容

業 種	74	フリガナ 事業場の名称	公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団 京都市北文化会館		
	劇場・娯楽場	所 在 地	京都市北区小山上総町4 9 番地 2 〒603-8142 T E L 075-493-0567		
統 括 管 理 者		フリガナ 氏 名	ホリ バ アツシ 堀 場 厚	役職名 (所属名) 理 事 長	
連 絡 責 任 者		フリガナ 氏 名	マキ ノ ダイ スケ 牧 野 大 輔	役職名 (所属名) 副 館 長	
運 転 責 任 者		フリガナ 氏 名	_____	役職名 (所属名) _____	
受電設備	受 電 電 圧	6 . 6 k V		k V	
	設 備 容 量	8 5 0 k V A		k V A	
	最 大 電 力	4 4 5 k W		k W	
	受電用遮断器	V C B 7 . 2 k V 6 0 0 A 4 0 k A		k V A k A	
配 電 線 路		有 (無)			
発電設備	電 圧	2 2 0 V		V	
	出 力	9 2 k W		k W	
	原 動 機	ディーゼル機関			
	常 用 予 備	予備			
備 考					

第1章 総 則

(目的)

第1条 次の事業場（以下「当事業場」という。）における自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事，維持及び運用の保安を確保するため電気事業法（以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき，この規定を定める。

事業場の名称 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団 京都市北文化会館

(保安管理業務の委託範囲)

第2条 当事業場の電気工作物の工事，維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）のうち，保安管理業務受注者（以下「受注者」という。）に委託する業務の範囲については，受注者との契約により定めるものとする。

(法令及び規程の遵守)

第3条 当事業場の電気工作物を設置する者（以下「設置者」という。），電気工作物の工事，維持及び運用に従事する者（以下「従事者」という。）並びに受注者は，電気関係法令及びこの規定を順守するものとする。

(細則の制定)

第4条 この規程を実施するため必要と認められる場合には，別に細則を制定するものとする。

(規程等の改正)

第5条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定若しくは改正に当たっては，受注者の意見を求めるものとする。

第2章 保安管理業務の運営管理体制

(保安管理業務の管理)

第6条 当事業場の保安管理業務は，理事長が統括管理するものとする。

(設置者の義務)

第7条 電気工作物に関する保安上重要な事項の決定又は実施に当たっては，受注者の意見を求めるものとする。

- 2 受注者から指導，助言を受け又は受注者と協議した保安に関する事項については，速やかに必要な措置をとるものとする。
- 3 電気関係法令に基づいて経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長に申請又は届出する書類の内容が保安管理業務に関係のある場合には，その作成及び手続きについて受注者の指導，助言を求めるものとする。
- 4 経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて行う検査には，受注者を立ち会わせるものとする。

(連絡責任者及び運転責任者)

第8条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、保安管理業務のために必要な事項を受注者に連絡する責任者（以下「連絡責任者」という。）及び発電所には運転責任者を定め、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。

なお、設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の需要設備になる場合、連絡責任者には電気工事士法に規定する第1種電気工事士の資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有する者を選任するものとする。

- 2 前項の連絡責任者及び運転責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者を定め、その氏名、連絡方法等を保安協会に通知するものとする。
- 3 前各項に変更が生じた場合は、ただちに受注者に通知するものとする。
- 4 連絡責任者、運転責任者又は代務者（以下「連絡責任者等」という。）には、受注者の行う保安管理業務に立ち会わせることに努めるものとする。

(従事者の義務)

第9条 従事者は、受注者がその保安のために行う指導、助言を受けるものとする。

第3章 保安教育

(保安教育)

第10条 従事者に対し、電気工作物の保安に関する必要な事項についての教育を行うものとし、必要に応じて受注者に意見を求めるものとする。

(保安に関する訓練)

第11条 従事者に対し、災害その他電気事故が発生した場合の措置について訓練を行うものとし、必要に応じて受注者に意見を求めるものとする。

第4章 巡視、点検及び測定・試験

(工事の計画)

第12条 電気工作物の設置又は変更（改造、修理、取替、廃止等のうち、重要なものをいう。）の工事の計画を立案する場合は、その保安に関し、受注者に意見を求めるものとする。

(工事の実施)

第13条 電気工作物に関する工事の実施に当たっては、受注者に工事期間中の巡視及び点検を行わせ、完成した場合には受注者に点検及び測定・試験又は他の者が実施する測定・試験について指導及び助言を行わせて、計画どおり施行されていること及び経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合し、保安上支障がないことを確認するものとする。

- 2 電気工作物の工事を他の者に請け負わせる場合には、責任の所在を明らかにしておくものとする。

(工事に関する巡視、点検及び測定・試験)

第14条 電気工作物の工事に関する巡視、点検及び測定・試験は、別表のとおりとし、受注者に委託するものは委託契約書によるものとする。それ以外のものに当たっては、受注者と協議したところ

により自らの責任において行うものとする。

- 2 受注者が行う前項の巡視、点検及び測定・試験の業務に関する計画の策定及び実施については、協力するものとする。

（使用前自己確認）

第 15 条 法令に基づく使用前自己確認については、受注者の監督のもとで実施し、技術基準に適合するものであることを確認するものとする。

（維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験）

第 16 条 電気工作物の維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び測定・試験は、別表のとおりとし、受注者に委託するものは委託契約書によるものとする。それ以外のものにあつては、受注者と協議した別表により自らの責任において行うものとする。

なお、従事者が行う日常巡視の結果は、受注者に連絡又は受注者が行う点検時において報告し、必要な指導、助言を求めるものとする。

- 2 病原性ウイルスやその他の感染症拡大のある疫病、地震等の災害が発生し受注者が当該月に巡視、点検及び測定・試験が行えない場合は、受注者と協議の上代替日を設定するものとする。
なお、設定が難しい場合は受注者に連絡する日常巡視点検内容に関する電話等による適切な指導、助言をもって、受注者が行う巡視、点検及び測定・試験に代えるものとし、受注者は次回巡視、点検及び測定・試験時に電話等で行った指導、助言内容を確認するものとする。
- 3 受注者が行う前項の巡視、点検及び測定・試験の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。

（技術基準に適合しない場合等の措置）

第 17 条 巡視、点検又は測定・試験により技術基準への適合性を確認した結果、不適合又は不適合のおそれがあると判断された場合は、受注者に技術基準に適合するようにするためにとるべき措置の指導、助言及びその措置を取らなかった場合に生じると考えられる結果の報告を求め、速やかに当該電気工作物を修理、改造、移設又はその使用を一時停止若しくは制限等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

（事故・故障発生時の処置と再発防止）

第 18 条 電気工作物に事故・故障が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、受注者その他の関係先に連絡又は報告し、受注者に適切な指導、助言を求めるものとする。

- 2 送電停止又は電気工作物の切り離しなどの措置をとる場合は、現状を確認するとともに、受注者の指導、助言のもと行うものとする。
- 3 事故・故障が発生した場合は、状況に応じ受注者の臨時点検を受け、事故原因が判明した場合には、受注者に指導、助言を求め、事故を再発させない対策について適切な措置をとるものとする。
- 4 低圧電路の絶縁状態を監視する装置（以下「低圧絶縁監視装置」という。）を用いる場合は、警報発生したときの発生原因の調査を受注者に求め、事故を再発させない対策について適切な措置をとるものとする。

- 5 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、受注者に指導、助言を求めるものとする。

第5章 運 転 又 は 操 作

(運転又は操作)

- 第19条 平常時及び事故その他の異常時における開閉器、遮断器及びその他必要とする機器の運転又は操作については、受注者に意見を求めあらかじめ定めておくものとする。
- 2 前条第1項の報告又は連絡すべき事項及び連絡経路は、受電室、発電所又はその他の見やすい場所に掲示しておくものとする。
- 3 受電用の開閉器、遮断器等の操作及び発電所の運転に当たっては、必要に応じて電気事業者と連絡するものとする。

(連系運用)

- 第20条 電気事業者の配電系統と連系する発電所の運用に当たっては、電気事業者との協調を図るとともに、緊急時における安全対策を明確にしておくものとする。
- 2 災害時において、電気事業者と連絡がとれない場合にあっては、連系運転をしないものとする。

第6章 発電所の運転を相当期間停止する場合における保全

(長期停止)

- 第21条 発電所の運転を相当期間停止する場合には、受注者に意見を求め主要機器の点検手入れを行い、必要箇所に防錆、防湿等の対策を講じるものとする。
- 2 休止設備と運転設備との区分を明確にし、その連絡部分は切離すものとする。

(運転の開始)

- 第22条 発電所を相当期間停止の後に運転を開始する場合は、受注者に意見を求め所定の点検を行う他、必要に応じ試験運転を行い安全上支障の無いことを確認するものとする。

第7章 災 害 対 策

(防災体制)

- 第23条 災害時に備えて電気工作物の保安を確保するために、受注者に意見を求め適切な措置をとることができる体制を整備しておくものとする。

(災害時の措置)

- 第24条 災害等が発生した場合には、速やかに受注者に連絡し、その指導、助言を受けるものとする。
- 2 災害等の発生に伴い、電気工作物の使用が危険と認められる場合には、連絡責任者等はただちに当該範囲の電源停止又は発電設備の運転停止するものとする。

第8章 記 録

(記録の保存)

第25条 電気工作物の工事，維持及び運用に関する次の記録は，3年間保存するものとする。

(1) 巡視，点検及び測定・試験の記録

(2) 電気事故に関する記録

(3) 運転日誌（発電所に限る）

2 使用前自己確認の結果の記録は，使用前自己確認を行った後，5年間保存するものとする。

3 前項によらない記録は，必要な期間保存するものとする。

(1) 竣工試験の記録

(2) 主要電気機器の補修記録

(3) その他の必要な記録

第9章 責 任 の 分 界

(責任の分界)

第26条 電気事業者が設置する電気工作物との保安上の責任分界点は，電気事業者との需給に関する契約によるものとする。

(需要設備，発電所および配電線路の構内等)

第27条 需要設備及び発電所における構内並びに配電線路の使用の区域は，別図のとおりとする。

第10章 整 備 そ の 他

(危険の表示)

第28条 受電室，発電所又はその他の高圧電気工作物が設置されている場所等にあつて，感電等の危険のおそれのあるところには，受注者に意見を求め従事者及び公衆に注意を喚起する表示を設けるものとする。

(備品等の整備)

第29条 電気工作物の保安上必要とする備品，材料，消耗品及び交換部品等は，保安協会に意見を求め整備し，これを適正に保管するものとする。

(設計図面類の整備)

第30条 電気工作物に関する設計図，仕様書，取扱説明書，設備台帳等については，必要な期間整備保管するものとする。

(手続書類等の整備)

第31条 経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長，電気事業者等に申請又は届出した書類及び図面，その他の主要な文書については，その写しを必要な期間保存するものとする。

[別表]

維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準

1 日常巡視点検

設 備		点 検 項 目	日常巡視点検	
			巡視を行う者	連絡責任者
引込設備	区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等	外観点検		○
		電柱の傾斜、支持金具の腐食		○
		支線、電線、吊架線のたるみ		○
		建物、樹木との隔離、接触		○
		埋設付近での堀削、工事		○
		保護管の損傷		○
受・配電盤	配電盤、制御回路	外観点検		○
接地工事	接地線、保護管等	外観点検		○
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検		○
		扉の施錠		○
		内部からの異音、異臭		○
		屋根、側面の損傷		○
配電設備	電線路	引込線に準じる		○
負荷設備	配線、配線器具等、電動機、照明装置、電熱装置、その他の電気機器類	外観点検	○	○
		始動時、運転時、使用中の異音、異臭	○	○
		可燃物との隔離	○	○
		電線接続部の過熱	○	○
		スイッチ、コンセント、照明器具、分電盤、開閉器の損傷、脱落	○	○
		電線・ケーブル・コードの損傷、脱落	○	○
		照明灯の不灯		○
		接地線のはずれ		○
蓄電池設備	蓄電池、充電装置及び付属装置	外観点検		○
		蓄電池の充電電圧		○
		蓄電池の液量		○
発電設備 (非常用予備発電装置を含む)	原動機、発電機、始動装置等、風車、支持工作物、太陽電池、燃料電池	外観点検		○
		潤滑油の漏れ		○
		燃料、冷却水の量		○
		運転中の異音、異臭		○
		運転中の電圧確認		○
		接地線のはずれ		○

注1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。

[別表]

維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準

2 工事期間中の巡視、点検及び竣工試験

設 備		点 検 項 目	工事期間中の 巡視、点検 [週 1 回]	竣工試験 [工事完了後]
引込設備	区分開閉器	外観点検	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作試験		○
		継電器の慣性特性試験		○
		継電器の動作特性試験		○
		開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定		○
		絶縁耐力試験		○
受電設備	遮断器、電力用ヒューズ、シャント暖気、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ、リアクトル、避雷器、計器用変成気及び母線等	外観点検	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作試験		○
		継電器の慣性特性試験		○
		継電器の動作特性試験		○
		開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受・配電盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○
		シーケンス試験		○
接地工事	接地線	外観点検	○	○
		接地抵抗測定		○
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○
配電設備	電線路	引込線、支持物、ケーブル等に準じる	○	○
負荷設備	配線、配線器具等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
蓄電池設備	蓄電池、充電装置及び付属装置	外観点検	○	○
		電圧測定		○
		比重測定		○
		温度測定		○
発電設備（非常用予備発電装置を含む）	原動機、発電機、始動装置等、風車、支持工作物、太陽電池、燃料電池	外観点検	○	○
		始動・停止試験		○
		絶縁抵抗測定		○
		保護継電器の動作試験		○
		絶縁耐力試験		○
		インターロック試験		○
		負荷試験		○

注 1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係る設備に対して適用する。

2 絶縁耐力試験、発電・蓄電池設備竣工試験の実施、内容については、受注者と協議する。

3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。

4 竣工試験は工事完了後実施する。

5 「外観点検」とは、設備の異音、異臭、損傷、汚損、機械器具、配線の取付状態及び過熱の有無（サーモラベルによる過熱の判定を含む）電線と他物との隔離距離の適否、接地線等の保安装置の取付け状態等の点検をいう。

6 10^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定は、6^{kV} ボルトの高圧設備に対して適用する。

[別表]

維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準

3 定期点検（需要設備）

設 備		点 検 項 目	月次点検 [隔月 1回]	年次点検 [毎年 1回]	
				年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ
引 込 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
		継電器の動作試験		△	○
		継電器の慣性特性試験		△	○
		継電器の動作特性試験		△	○
		開閉器と継電器の連動試験		△	○
	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
受 電 設 備	断路器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
		継電器の動作試験		△	○
		継電器の慣性特性試験		△	○
		継電器の動作特性試験		△	○
		開閉器と継電器の連動試験		△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
		内部点検		△	△
		絶縁油の酸化度試験		△	△
	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	避雷器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	母線等	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
受・ 配 電 盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○
		電圧値、電流値の測定	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		計器校正試験		△	△
		シーケンス試験		△	△
接 地 工 事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定		△	○
		漏えい電流測定	○	○	○
構 造 物	受電室建物、キュービクル式 受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○

設 備		点 検 項 目	月次点検 [隔月 1回]	年次点検 [毎年 1回]	
				年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	低圧配線，制御配線	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	遮断器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
絶縁状態監視		低圧絶縁監視装置による			
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	○
		電圧測定	○	○	○
		比重測定		○	○
		液温測定		○	○
	充電装置及び付属設備	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	構造物等	外観点検	○	○	○
非常予備発電装置	原動機，始動装置及び 付属装置	外観点検	○	○	○
		始動・停止試験	○	○	○
		保護継電器の動作試験		△	○
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	遮断器，開閉器，配電盤， 制御装置等	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		発電電圧，周波数（回転数）の測定	○	○	○
保護継電器の動作試験			△	○	
	インターロック試験		△	△	
P C B	変圧器，コンデンサ，リアクトル，放電コイル，電圧調整器，開閉器，遮断器等	高濃度P C B含有電気工作物の確認		○	○

- 注1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
- 2 年次点検は、年次点検Ⅰと年次点検Ⅱに区分し、毎年1回、年次点検Ⅱ→年次点検Ⅰ→年次点検Ⅰの順で実施する。
- 3 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 4 △印のものは、受注者の定める保安業務マニュアル等による巡視、点検及び測定・試験の実施とその判断基準により、実施しない場合がある。
- 5 絶縁油の酸化度試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。
- 6 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。
- 7 各点検項目は機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
- 8 区分開閉器を開放して休止する設備にあっては、その休止期間中の点検を実施しないことがある。
- 9 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」により当該点検に替えることがある。
- 10 「外観点検」とは、設備の異音、異臭、損傷、汚損、機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無（サーモラベルによる過熱の判定を含む）、電線と他物との隔離距離の適否、接地線等の保安装置の取付け状態等の点検をいう。
- 11 10kVボルトによる絶縁抵抗測定は、6kVボルトの高圧設備に対して適用する。
- 12 小出力発電設備が設置されている場合は、負荷設備に準じた点検項目で点検を行う。
- 13 「PCB」については、高濃度PCB含有電気工作物に該当する場合は、使用及び廃止（予定）の状況を把握し、届出状況の確認を行う。

縮尺 $\frac{1}{1000}$



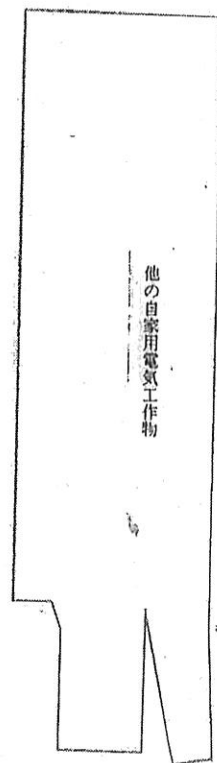
需要設備の構内平面図

自家用電気工作物設置事業場名

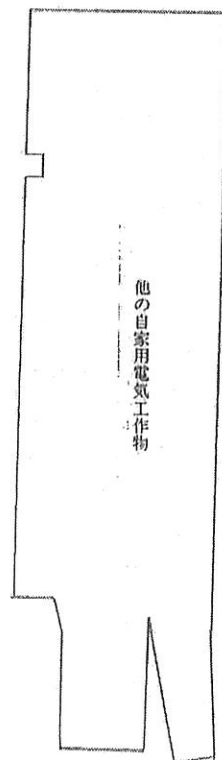
公益財団法人 京都市音楽芸術文化振興財団 北文化会館

同上 所在地

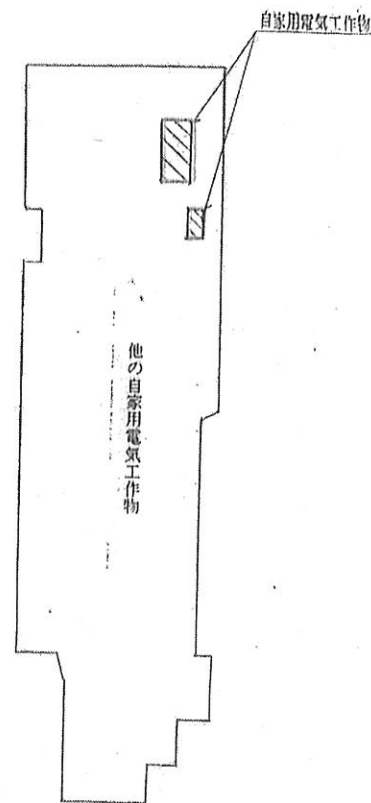
京都市北区小山北上総町49-1



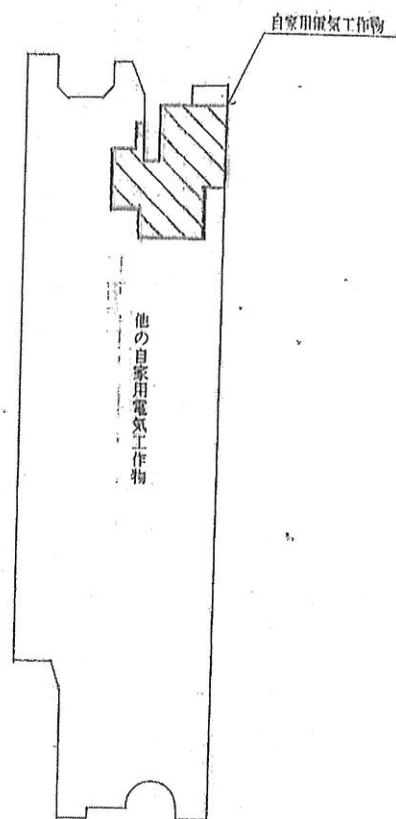
B3F



B2F



B1F



1F

保 安 規 程

作成年月日 令和 3 年 4 月 1 日

届出年月日 令和 年 月 日

内 容

業 種	74	フリガナ 事業場の名称	公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団 京都市右京ふれあい文化会館		
	劇場・娯楽場	所 在 地	京都市右京区太秦安井西裏町 1 1 番地 6 〒616-8065 T E L 075-822-3349		
統 括 管 理 者		フリガナ 氏 名	ホリ バ アツシ 堀 場 厚	役職名 (所属名) 理 事 長	
連 絡 責 任 者		フリガナ 氏 名	スズ キ ヤス ユキ 鈴 木 康 之	役職名 (所属名) 副 館 長	
運 転 責 任 者		フリガナ 氏 名	_____		役職名 (所属名) _____
受 電 設 備	受 電 電 圧	6 . 6 k V		k V	
	設 備 容 量	7 7 5 k V A		k V A	
	最 大 電 力	4 4 5 k W		k W	
	受電用遮断器	V C B 7 . 2 k V 4 0 A k A		k V A k A	
配 電 線 路		有 (無)			
発 電 設 備	電 圧	2 2 0 V		V	
	出 力	6 4 k W		k W	
	原 動 機	ディーゼル機関			
	常 用 予 備	予備			
備 考					

第1章 総 則

(目的)

第1条 次の事業場（以下「当事業場」という。）における自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事，維持及び運用の保安を確保するため電気事業法（以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき，この規定を定める。

事業場の名称 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団 京都市右京ふれあい文化会館

(保安管理業務の委託範囲)

第2条 当事業場の電気工作物の工事，維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）のうち，保安管理業務受注者（以下「受注者」という。）に委託する業務の範囲については，受注者との契約により定めるものとする。

(法令及び規程の遵守)

第3条 当事業場の電気工作物を設置する者（以下「設置者」という。），電気工作物の工事，維持及び運用に従事する者（以下「従事者」という。）並びに受注者は，電気関係法令及びこの規定を順守するものとする。

(細則の制定)

第4条 この規程を実施するため必要と認められる場合には，別に細則を制定するものとする。

(規程等の改正)

第5条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定若しくは改正に当たっては，受注者の意見を求めるものとする。

第2章 保安管理業務の運営管理体制

(保安管理業務の管理)

第6条 当事業場の保安管理業務は，理事長が統括管理するものとする。

(設置者の義務)

第7条 電気工作物に関する保安上重要な事項の決定又は実施に当たっては，受注者の意見を求めるものとする。

- 2 受注者から指導，助言を受け又は受注者と協議した保安に関する事項については，速やかに必要な措置をとるものとする。
- 3 電気関係法令に基づいて経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長に申請又は届出する書類の内容が保安管理業務に関係のある場合には，その作成及び手続きについて受注者の指導，助言を求めるものとする。
- 4 経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて行う検査には，受注者を立ち合わせるものとする。

(連絡責任者及び運転責任者)

第8条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、保安管理業務のために必要な事項を受注者に連絡する責任者（以下「連絡責任者」という。）及び発電所には運転責任者を定め、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。

なお、設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の需要設備になる場合、連絡責任者には電気工事士法に規定する第1種電気工事士の資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有する者を選任するものとする。

- 2 前項の連絡責任者及び運転責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者を定め、その氏名、連絡方法等を保安協会に通知するものとする。
- 3 前各項に変更が生じた場合は、ただちに受注者に通知するものとする。
- 4 連絡責任者、運転責任者又は代務者（以下「連絡責任者等」という。）には、受注者の行う保安管理業務に立ち会わせることに努めるものとする。

(従事者の義務)

第9条 従事者は、受注者がその保安のために行う指導、助言を受けるものとする。

第3章 保安教育

(保安教育)

第10条 従事者に対し、電気工作物の保安に関する必要な事項についての教育を行うものとし、必要に応じて受注者に意見を求めるものとする。

(保安に関する訓練)

第11条 従事者に対し、災害その他電気事故が発生した場合の措置について訓練を行うものとし、必要に応じて受注者に意見を求めるものとする。

第4章 巡視、点検及び測定・試験

(工事の計画)

第12条 電気工作物の設置又は変更（改造、修理、取替、廃止等のうち、重要なものをいう。）の工事の計画を立案する場合は、その保安に関し、受注者に意見を求めるものとする。

(工事の実施)

第13条 電気工作物に関する工事の実施に当たっては、受注者に工事期間中の巡視及び点検を行わせ、完成した場合には受注者に点検及び測定・試験又は他の者が実施する測定・試験について指導及び助言を行わせて、計画どおり施行されていること及び経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合し、保安上支障がないことを確認するものとする。

- 2 電気工作物の工事を他の者に請け負わせる場合には、責任の所在を明らかにしておくものとする。

(工事に関する巡視、点検及び測定・試験)

第14条 電気工作物の工事に関する巡視、点検及び測定・試験は、別表のとおりとし、受注者に委託するものは委託契約書によるものとする。それ以外のものに当たっては、受注者と協議したところ

により自らの責任において行うものとする。

- 2 受注者が行う前項の巡視、点検及び測定・試験の業務に関する計画の策定及び実施については、協力するものとする。

（使用前自己確認）

第 15 条 法令に基づく使用前自己確認については、受注者の監督のもとで実施し、技術基準に適合するものであることを確認するものとする。

（維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験）

第 16 条 電気工作物の維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び測定・試験は、別表のとおりとし、受注者に委託するものは委託契約書によるものとする。それ以外のものにあつては、受注者と協議した別表により自らの責任において行うものとする。

なお、従事者が行う日常巡視の結果は、受注者に連絡又は受注者が行う点検時において報告し、必要な指導、助言を求めるものとする。

- 2 病原性ウイルスやその他の感染症拡大のある疫病、地震等の災害が発生し受注者が当該月に巡視、点検及び測定・試験が行えない場合は、受注者と協議の上代替日を設定するものとする。
なお、設定が難しい場合は受注者に連絡する日常巡視点検内容に関する電話等による適切な指導、助言をもって、受注者が行う巡視、点検及び測定・試験に代えるものとし、受注者は次回巡視、点検及び測定・試験時に電話等で行った指導、助言内容を確認するものとする。
- 3 受注者が行う前項の巡視、点検及び測定・試験の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。

（技術基準に適合しない場合等の措置）

第 17 条 巡視、点検又は測定・試験により技術基準への適合性を確認した結果、不適合又は不適合のおそれがあると判断された場合は、受注者に技術基準に適合するようにするためにとるべき措置の指導、助言及びその措置を取らなかった場合に生じると考えられる結果の報告を求め、速やかに当該電気工作物を修理、改造、移設又はその使用を一時停止若しくは制限等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

（事故・故障発生時の処置と再発防止）

第 18 条 電気工作物に事故・故障が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、受注者その他の関係先に連絡又は報告し、受注者に適切な指導、助言を求めるものとする。

- 2 送電停止又は電気工作物の切り離しなどの措置をとる場合は、現状を確認するとともに、受注者の指導、助言のもと行うものとする。
- 3 事故・故障が発生した場合は、状況に応じ受注者の臨時点検を受け、事故原因が判明した場合には、受注者に指導、助言を求め、事故を再発させない対策について適切な措置をとるものとする。
- 4 低圧電路の絶縁状態を監視する装置（以下「低圧絶縁監視装置」という。）を用いる場合は、警報発生したときの発生原因の調査を受注者に求め、事故を再発させない対策について適切な措置をとるものとする。

- 5 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、受注者に指導、助言を求めるものとする。

第5章 運 転 又 は 操 作

(運転又は操作)

- 第19条 平常時及び事故その他の異常時における開閉器、遮断器及びその他必要とする機器の運転又は操作については、受注者に意見を求めあらかじめ定めておくものとする。
- 2 前条第1項の報告又は連絡すべき事項及び連絡経路は、受電室、発電所又はその他の見やすい場所に掲示しておくものとする。
- 3 受電用の開閉器、遮断器等の操作及び発電所の運転に当たっては、必要に応じて電気事業者に連絡するものとする。

(連系運用)

- 第20条 電気事業者の配電系統と連系する発電所の運用に当たっては、電気事業者との協調を図るとともに、緊急時における安全対策を明確にしておくものとする。
- 2 災害時において、電気事業者と連絡がとれない場合にあっては、連系運転をしないものとする。

第6章 発電所の運転を相当期間停止する場合における保全

(長期停止)

- 第21条 発電所の運転を相当期間停止する場合には、受注者に意見を求め主要機器の点検手入れを行い、必要箇所に防錆、防湿等の対策を講じるものとする。
- 2 休止設備と運転設備との区分を明確にし、その連絡部分は切離すものとする。

(運転の開始)

- 第22条 発電所を相当期間停止の後に運転を開始する場合は、受注者に意見を求め所定の点検を行う他、必要に応じ試験運転を行い安全上支障の無いことを確認するものとする。

第7章 災 害 対 策

(防災体制)

- 第23条 災害時に備えて電気工作物の保安を確保するために、受注者に意見を求め適切な措置をとることができる体制を整備しておくものとする。

(災害時の措置)

- 第24条 災害等が発生した場合には、速やかに受注者に連絡し、その指導、助言を受けるものとする。
- 2 災害等の発生に伴い、電気工作物の使用が危険と認められる場合には、連絡責任者等はただちに当該範囲の電源停止又は発電設備の運転停止するものとする。

第8章 記 録

(記録の保存)

第25条 電気工作物の工事，維持及び運用に関する次の記録は，3年間保存するものとする。

(1) 巡視，点検及び測定・試験の記録

(2) 電気事故に関する記録

(3) 運転日誌（発電所に限る）

2 使用前自己確認の結果の記録は，使用前自己確認を行った後，5年間保存するものとする。

3 前項によらない記録は，必要な期間保存するものとする。

(1) 竣工試験の記録

(2) 主要電気機器の補修記録

(3) その他の必要な記録

第9章 責 任 の 分 界

(責任の分界)

第26条 電気事業者が設置する電気工作物との保安上の責任分界点は，電気事業者との需給に関する契約によるものとする。

(需要設備，発電所および配電線路の構内等)

第27条 需要設備及び発電所における構内並びに配電線路の使用の区域は，別図のとおりとする。

第10章 整 備 そ の 他

(危険の表示)

第28条 受電室，発電所又はその他の高圧電気工作物が設置されている場所等において，感電等の危険のおそれのあるところには，受注者に意見を求め従事者及び公衆に注意を喚起する表示を設けるものとする。

(備品等の整備)

第29条 電気工作物の保安上必要とする備品，材料，消耗品及び交換部品等は，保安協会に意見を求め整備し，これを適正に保管するものとする。

(設計図面類の整備)

第30条 電気工作物に関する設計図，仕様書，取扱説明書，設備台帳等については，必要な期間整備保管するものとする。

(手続書類等の整備)

第31条 経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長，電気事業者等に申請又は届出した書類及び図面，その他の主要な文書については，その写しを必要な期間保存するものとする。

[別表]

維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準

1 日常巡視点検

設 備		点 検 項 目	日常巡視点検	
			巡視を行う者	連絡責任者
引込設備	区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等	外観点検		○
		電柱の傾斜、支持金具の腐食		○
		支線、電線、吊架線のたるみ		○
		建物、樹木との隔離、接触		○
		埋設付近での堀削、工事		○
		保護管の損傷		○
受・配電盤	配電盤、制御回路	外観点検		○
接地工事	接地線、保護管等	外観点検		○
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検		○
		扉の施錠		○
		内部からの異音、異臭		○
		屋根、側面の損傷		○
配電設備	電線路	引込線に準じる		○
負荷設備	配線、配線器具等、電動機、照明装置、電熱装置、その他の電気機器類	外観点検	○	○
		始動時、運転時、使用中の異音、異臭	○	○
		可燃物との隔離	○	○
		電線接続部の過熱	○	○
		スイッチ、コンセント、照明器具、分電盤、開閉器の損傷、脱落	○	○
		電線・ケーブル・コードの損傷、脱落	○	○
		照明灯の不灯		○
		接地線のはずれ		○
蓄電池設備	蓄電池、充電装置及び付属装置	外観点検		○
		蓄電池の充電電圧		○
		蓄電池の液量		○
発電設備 (非常用予備発電装置を含む)	原動機、発電機、始動装置等、風車、支持工作物、太陽電池、燃料電池	外観点検		○
		潤滑油の漏れ		○
		燃料、冷却水の量		○
		運転中の異音、異臭		○
		運転中の電圧確認		○
		接地線のはずれ		○

注 1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。

[別表]

維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準

2 工事期間中の巡視、点検及び竣工試験

設 備		点 検 項 目	工事期間中の 巡視、点検 [週 1 回]	竣工試験 [工事完了後]
引込設備	区分開閉器	外観点検	○	○
		10kV ボルトによる絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作試験		○
		継電器の慣性特性試験		○
		継電器の動作特性試験		○
		開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○
		10kV ボルトによる絶縁抵抗測定		○
		絶縁耐力試験		○
受電設備	遮断器、電力用ヒューズ、シャ断気、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ、リアクトル、避雷器、計器用変成気及び母線等	外観点検	○	○
		10kV ボルトによる絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作試験		○
		継電器の慣性特性試験		○
		継電器の動作特性試験		○
		開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受・配電盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○
		シーケンス試験		○
接地工事	接地線	外観点検	○	○
		接地抵抗測定		○
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○
配電設備	電線路	引込線、支持物、ケーブル等に準じる	○	○
負荷設備	配線、配線器具等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
蓄電池設備	蓄電池、充電装置及び付属装置	外観点検	○	○
		電圧測定		○
		比重測定		○
		温度測定		○
発電設備（非常用予備発電装置を含む）	原動機、発電機、始動装置等、風車、支持工作物、太陽電池、燃料電池	外観点検	○	○
		始動・停止試験		○
		絶縁抵抗測定		○
		保護継電器の動作試験		○
		絶縁耐力試験		○
		インターロック試験		○
		負荷試験		○

注 1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係る設備に対して適用する。

2 絶縁耐力試験、発電・蓄電池設備竣工試験の実施、内容については、受注者と協議する。

3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。

4 竣工試験は工事完了後実施する。

5 「外観点検」とは、設備の異音、異臭、損傷、汚損、機械器具、配線の取付状態及び過熱の有無（サーモラベルによる過熱の判定を含む）電線と他物との隔離距離の適否、接地線等の保安装置の取付け状態等の点検をいう。

6 10kV ボルトによる絶縁抵抗測定は、6kV ボルトの高圧設備に対して適用する。

[別表]

維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準

3 定期点検（需要設備）

設 備		点 検 項 目	月次点検 [隔月 1回]	年次点検 [毎年 1回]	
				年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ
引 込 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
		継電器の動作試験		△	○
		継電器の慣性特性試験		△	○
		継電器の動作特性試験		△	○
		開閉器と継電器の連動試験		△	○
	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
受 電 設 備	断路器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
		継電器の動作試験		△	○
		継電器の慣性特性試験		△	○
		継電器の動作特性試験		△	○
		開閉器と継電器の連動試験		△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
		内部点検		△	△
		絶縁油の酸化度試験		△	△
	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	避雷器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	母線等	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○
		10kVボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
受・ 配 電 盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○
		電圧値、電流値の測定	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		計器校正試験		△	△
		シーケンス試験		△	△
接 地 工 事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定		△	○
		漏えい電流測定	○	○	○
構 造 物	受電室建物、キュービクル式 受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○

設 備		点 検 項 目	月次点検 [隔月 1回]	年次点検 [毎年 1回]	
				年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	低圧配線，制御配線	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	遮断器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
絶縁状態監視		低圧絶縁監視装置による			
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	○
		電圧測定	○	○	○
		比重測定		○	○
		液温測定		○	○
	充電装置及び付属設備	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	構造物等	外観点検	○	○	○
非常予備発電装置	原動機，始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○
		始動・停止試験	○	○	○
		保護継電器の動作試験		△	○
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	遮断器，開閉器，配電盤，制御装置等	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		発電電圧，周波数（回転数）の測定	○	○	○
保護継電器の動作試験			△	○	
P C B	変圧器，コンデンサ，リアクトル，放電コイル，電圧調整器，開閉器，遮断器等	高濃度P C B含有電気工作物の確認		○	○

- 注1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
- 2 年次点検は、年次点検Ⅰと年次点検Ⅱに区分し、毎年1回、年次点検Ⅱ→年次点検Ⅰ→年次点検Ⅰの順で実施する。
- 3 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 4 △印のものは、受注者の定める保安業務マニュアル等による巡視、点検及び測定・試験の実施とその判断基準により、実施しない場合がある。
- 5 絶縁油の酸化度試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。
- 6 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。
- 7 各点検項目は機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
- 8 区分開閉器を開放して休止する設備にあっては、その休止期間中の点検を実施しないことがある。
- 9 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」により当該点検に替えることがある。
- 10 「外観点検」とは、設備の異音、異臭、損傷、汚損、機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無（サーモラベルによる過熱の判定を含む）、電線と他物との隔離距離の適否、接地線等の保安装置の取付け状態等の点検をいう。
- 11 10kVボルトによる絶縁抵抗測定は、6kVボルトの高圧設備に対して適用する。
- 12 小出力発電設備が設置されている場合は、負荷設備に準じた点検項目で点検を行う。
- 13 「PCB」については、高濃度PCB含有電気工作物に該当する場合は、使用及び廃止（予定）の状況を把握し、届出状況の確認を行う。

縮尺 $\frac{1}{400}$



需要設備の構内平面図

自家用電気工作物設置事業場名
公益財団法人 京都市音楽芸術文化振興財団 右京区山崎文化会館
同上 所在地
京都市右京区太秦安井面裏町11-6

